

資料名 ※一覧にはリンクを設定していません。ページ移動にはPDFのしおり（ブックマーク）をご利用ください。

1-2-1-1_教員の配置状況

1-2-1-2_開設授業科目一覧

1-2-2_教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧

1-2-5_SDの実施内容・方法及び実施状況一覧

1-3-1_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧

1-3-2_法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧

2-1-1_責任体制等一覧

2-1-2_教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧

2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）

2-3-1_司法試験の合格状況

2-5-1_教員の採用・昇任の状況（過去5年分）

2-5-2_教員評価の実施状況（直近3回程度）

2-5-3_FDの実施内容・方法及び実施状況一覧

3-7-2_過去5年間における教員の研究専念期間取得状況

4-2-1_入学者選抜の方法一覧

4-3-1_学生数の状況

基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目1-2-1 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼任及び兼任教員を配置していること

【分析の手順】

・大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして基準数以上の専任教員、並びに兼任及び兼任教員を配置していることを確認すること

・教員の年齢の構成が、著しく偏っていないことを確認する。

基準3-7 専任教員の授業負担等が適切であること

分析項目3-7-1 法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲内にとどめられていること

【分析の手順】

・他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じた各専任教員の授業負担について、学内における役職等への着任状況その他の当該法科大学院において必要とされる負担も踏まえて、適正な範囲（年間20単位以下であることが望ましく、年間30単位を超える場合には、適切な範囲内にあるとはいえない）にとどめられていることを確認する。

教員の配置状況（別紙様式1-2-1-1）

教員一覧

| 分類 | 所属 | 職名 | 性別 | 教員名 | 年齢 | 専門分野 | 実務経験年数 | | 担当授業科目 | | | | | | | | | | | | 備考 | | |
|-----|-------|----|-------|---------|----|------|----------|----|----------------|------|-------|--------------------|---------------|------|-------|------------|------------|-------|-------|----------------|-------|------|------|
| | | | | | | | 実務家教員の職種 | 年数 | 自大学法科大学院担当授業科目 | | | | 自大学他専攻等担当授業科目 | | | | 他大学等担当授業科目 | | | | | | |
| | | | | | | | | | 授業科目名 | クラス数 | 単位数 | 集・オ・共 | 授業科目名 | クラス数 | 単位数 | 集・オ・共 | 大学等名 | 授業科目名 | クラス数 | 単位数 | 集・オ・共 | 大学等名 | |
| 研・専 | 法科大学院 | 教授 | 岩下 雅充 | 刑事訴訟法 | | | | | 刑事訴訟法A | 1 | 2 | 刑事訴訟法 | 学士 | 1 | 4 | 法学部 | 刑事訴訟法II | 1 | 1 | 筑波大学 | | 24 | |
| | | | | | | | | | 刑事訴訟法B | 1 | 1 | 必修演習A（刑事訴訟法） | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | 生活と法 | 1 | 2 | 学習院大学 | | | |
| | | | | | | | | | 必修演習B（刑事訴訟法） | | | | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | 刑事訴訟法演習 | 1 | 2 | 慶應義塾大学 | | | |
| | | | | | | | | | 刑事訴訟法研究 I | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 前期研究演習 I | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 研究指導（春学期） | 博士前期 | 1 | 0 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 前期研究演習 II | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 刑事訴訟法研究 II | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 研究指導（秋学期） | 博士前期 | 1 | 0 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 研究指導（秋学期） | 博士前期 | 1 | 0 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| 研・専 | 法科大学院 | 教授 | 越智 敏裕 | 環境法 行政法 | | | | | 環境訴訟 | 1 | 2 | 法解説演習 | 学士 | 1 | 0.4 才 | 法学部 | 環境法 I | 1 | 2 | 同志社大学法科大学院 | | 16.9 | |
| | | | | | | | | | 環境法と実務 | 1 | 1 | 環境法特種講義（環境訴訟の展開） | 学士 | 1 | 0.2 才 | 法学部 | 環境法 II | 1 | 2 | 同志社大学法科大学院 | | | |
| | | | | | | | | | 公法（総合） | 1 | 0.9 才 | 環境訴訟 I | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 環境法入門 | | | 環境法入門 | 学士 | 1 | 0.4 才 | 法学部 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 前期研究演習 III | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 環境法研究 VI | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 研究指導（春学期） | 博士前期 | 1 | 0 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 前期論文演習 | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 研究指導（秋学期） | 博士前期 | 1 | 0 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 研究指導（秋学期） | 博士前期 | 1 | 0 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| 研・専 | 法科大学院 | 教授 | 小山 泰史 | 民法 | | | | | 民法B | 1 | 2 | 民法総則 I（自然人、物、法律行為） | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | | | | | | | 16.3 |
| | | | | | | | | | 民法C | 1 | 2 | 必修演習A（民法） | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 法学実務基礎A | 1 | 0.1 才 | 必修演習B（民法） | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 法学実務基礎B | 1 | 0.2 才 | 担保物権法 | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 自主研究・論文作成 | 1 | 2 | 民法研究VI | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | |
| 研・専 | 法科大学院 | 教授 | 田頭 章一 | 民事訴訟法 | | | | | 民事訴訟法基礎 | 1 | 4 | 倒産処理法 | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | 事業再生法務 | 1 | 0.7 才 | 青山学院大学大学院法学院 | | 16.4 | |
| | | | | | | | | | 民事法（総合） | 1 | 0.5 才 | 法掌入門 | 学士 | 1 | 1 | 法学部 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 倒産処理法 | 1 | 4 | 民事訴訟法 II | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | ソニース法基礎 | 1 | 0.2 才 | 民事訴訟法基礎 | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | 商法研究科法律学専攻 | | | | | | |
| | | | | | | | | | 商法基礎 | 1 | 4 | 手形・小切手法 | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | 商法演習 | 1 | 0.5 才 | 中央大学法科大学院法科大学院 | | | |
| 研・専 | 法科大学院 | 教授 | 土田 亮 | 商法 | | | | | 自主研究・論文作成 | 1 | 2 | 必修演習A（法曹二コース） | 学士 | 1 | 0.1 | 法学部 | | | | | | | 19.5 |
| | | | | | | | | | 法学実務基礎A | 1 | 0.1 才 | 必修演習 I II（商法） | 学士 | 1 | 3 才 | 法学部 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 民事法（総合） | 1 | 0.6 才 | 必修演習B（法曹二コース） | 学士 | 1 | 0.2 才 | 法学部 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 必修演習 IV（商法） | | | 必修演習 IV（商法） | 学士 | 1 | 3 | 法学部 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 商法研究 IV | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 商法研究 III | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 民法基礎 II | 1 | 3 | 民法総則 I（自然人、物、法律行為） | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | 消費者法 | 1 | 4 | 駒澤大学 | | | |
| | | | | | | | | | 民法基礎 IV | 1 | 1 | 必修演習A（民法） | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | | | | | | | |
| 研・専 | 法科大学院 | 教授 | 永下 泰之 | 民法 | | | | | 民事法（総合） | 1 | 0.6 才 | 必修演習B（民法） | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | | | | | | | 22.7 |
| | | | | | | | | | 民法基礎演習 | 1 | 1 | 医療法と法 | 学士 | 1 | 0.1 才 | 法学部 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 民法演習 | 1 | 1 | 前期研究演習 I | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 研究指導（春学期） | 博士前期 | 1 | 0 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 前期研究演習 II | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 民法研究 VI | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 民法研究 VII | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------|--------------|--------|-------|-----|------|--|------------|---|-----|--------------|-----------|----|-----|------------|-----|-----|--|--|------|------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研・専 | 法科大学院 | 教授 法科大学院長 | 卷 美矢紀 | 憲法 | | | | 憲法基礎 | 1 | 4 | 憲法（基本的人権）* | 学士 | 1 | 4 | 法学部 | | | | | 18.3 | |
| 研・専 | 法科大学院 | 准教授 | 佐藤 結美 | 刑法 | | | | 法学実務基礎B | 1 | 0.2 | 才 | 基礎演習A（憲法） | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | | | | | 12.8 |
| 研・専 | 法科大学院 | 准教授 | 早川 咲那 | 商法 | | | | 自主研究・論文作成 | 1 | 2 | 憲法 | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | | | | | 12.9 | |
| 実・専 | 法科大学院 | 教授 | 朝山 芳史 | 刑事法 | 裁判官 | 39 | | 刑法 | 1 | 2 | ジンガード法 | 学士 | 1 | 0.1 | 才 | 法学部 | | | | | 10.3 |
| 実・専 | 法科大学院 | 教授 | 岩崎 政孝 | 刑事法 | 弁護士 | 30.1 | | 刑事訴訟法基礎 I | 1 | 2 | 憲法研究 III | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | 9.2 | |
| 実・専 | 法科大学院 | 教授 | 対木 和夫 | 商法 | 弁護士 | 21.7 | | 刑事訴訟法基礎 II | 1 | 2 | 憲法研究 IV | 博士前期 | 1 | 2 | 法学研究科法律学専攻 | | | | | 6.6 | |
| 実・専 | 法科大学院 | 准教授 | 宍戸 博幸 | 民事訴訟法 | 弁護士 | 7.4 | | 刑法（総合） | 1 | 1 | 法解釈基礎 | 学士 | 1 | 2 | 法学部 | | | | | 5.9 | |
| 実・み | 法科大学院 | 教授 | 田澤 奈津子 | 刑事法 | 検察官 | 27.1 | | 法解釈演習 | 1 | 0.1 | 才 | 現代社会と法律実務 | 学士 | 1 | 0.1 | 才 | 法学部 | | | | 10.9 |
| 専・他 | 学士課程 (B) | 教授 法科大学院長 | 北村 菜宣 | 環境法 | | | | 論文演習 I | 1 | 1 | 必修演習A（法曹コース） | 学士 | 1 | 0.5 | 才 | 法学部 | | | | | 18.5 |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|-------------------------------------|-------|-------------------|----|---|----|---|---|----|--|
| 専任教員 | 研究者・兼任教員 実務家・兼任教員 実務家・みんな専任教員 | 法科大学院 | 研・專 実・專 実・み | 8 | 1 | | | 4 | 9 | |
| | | | | 3 | 1 | | | 1 | 4 | |
| 兼任研究者・専任教員 | | | 専・他 | 1 | | | | 1 | 1 | |
| | | | | | | | | | 7 | |
| | | | | | | | | | 0 | |
| | | | | | | | | | 0 | |
| | | | | | | | | | 0 | |
| | | | | | | | | | 0 | |
| 兼任実務家・専任教員 | | | | | | | | | 0 | |
| | | | | | | | | | 0 | |
| | | | | | | | | | 0 | |
| | | | | | | | | | 0 | |
| | | | | | | | | | 0 | |
| | | | | | | | | | 0 | |
| 兼担教員(学内の他学部等の教員) | | | 兼担 | 17 | 2 | | | | 19 | |
| 兼任教員(他の大学等の教員等) | | | 兼任 | | | 41 | | | 41 | |
| 合計 | | | | 36 | 4 | 41 | 0 | 5 | 81 | |

(注) 1. 評価実施年度の5月1日現在で記入してください。なお、授業科目名及び単位数は、カリキュラムの新旧を問わず、評価実施年度において各教員が担当する授業科目についてすべて記入してください。なお、受講者がいないため不開講となった授業科目についても記入してください。

2. 教員一覧については、教員分類ごとに、教授、准教授、講師、助教の順に記入してください。なお、「分類」については、本様式の教員分類別内訳の「略称」をリストから選択してください。

3. 教員一覧の「所属」については、教員分類別内訳の「所属」をリストから選択してください。

4. 教員一覧の「職名」については、教員分類別内訳の職種(教授、准教授、講師、助教)を記入してください。なお、研究科長、専攻長等に就いている場合には併せて記入してください。

5. 教員一覧の「実務経験年数」及び「実務家教員の職種」については、教員分類別内訳の「分類」の「専任教員」に該当する実務家教員のみ記入してください。また、「実務家教員の職種」については、法曹としての実務の経験を有する場合には職種に応じて『裁判官』、『検察官』、『弁護士』と記入してください。

法曹以外の実務経験を有する場合には『その他』と記入してください。また、「年数」については、当該教員の実務の経験年数を職種ごとに記入してください。

(例)裁判官の経験年数が7年11ヶ月及び民間企業勤務の経験年数が6年10ヶ月の教員の場合には、「実務家教員の職種」は『裁判官／その他、7年11／6, 10』となります。)

6. 教員一覧の「担当授業科目」の「クラス数」については、1つの授業科目において、複数のクラスが開講されており、同一の教員が複数のクラスを担当している場合に、その担当クラス数を記入してください。なお、1クラスの場合も、『1』と記入してください。

7. 教員一覧の「担当授業科目」及び「年間総単位数」に係る単位数の計算にあたり、複数教員による授業科目を担当する場合は、当該授業科目の単位数に対する担当する教員ごとの担当時間数の割合により記入してください。また、複数のクラスを担当している場合は、さらにクラス数を乗じた単位数を記入してください。なお、単位数については、小数点第2位を四捨五入してください。(例: 授業科目(2単位)の時間数が30時間で、当該授業科目を2人の教員で担当(担当する時間数は、それぞれ20時間と10時間)し、どちらも2クラスを担当する場合には、それぞれ、

$2(2\text{単位}) \times 2(\text{クラス}) \times 20(\text{時間}) \div 30(\text{時間}) = 2.66 \cdots \approx 2.7$ 、 $2(\text{単位}) \times 2(\text{クラス}) \times 10(\text{時間}) \div 30(\text{時間}) = 1.32 \cdots \approx 1.3$ となります。)

8. 教員一覧の「担当授業科目」の「集・オ・共」については、集中講義の場合には『集』と、オムニバス授業の場合には『オ』と、共同授業の場合は『共』と記入してください。なお、複数に該当する場合には、該当するものをすべて記入してください。

9. 教員一覧の「担当授業科目」の「大学等名」については、自大学他専攻等を担当する教員の場合には、研究科・専攻名又は学部・学科名等を、他大学等を担当する教員の場合には、大学・研究科・専攻名又は大学・学部・学科名等を記入してください。

10. 教員一覧の「年間総単位数」については、「自大学法科大学院担当授業科目」、「自大学他専攻等担当授業科目」、「他大学等担当授業科目」の合計を記入してください。

11. 教員分類別内訳の「分類」の「兼担教員(学内の他学部等の教員)」及び「兼任教員(他の大学等の教員等)」に該当する教員については、教員一覧にある「自大学他専攻等担当授業科目」及び「他大学等担当授業科目」の記入は必要ありません。この場合、「年間総単位数」については、「自大学法科大学院担当授業科目」に係る単位数となります。

12. 教員一覧の「担当授業科目」の「自大学他専攻等担当授業科目」の「課程」については、学部の場合には『(B)』、修士課程・博士前期課程の場合には『(M)』、博士後期課程の場合には『(D)』、専門職学位課程の場合には『(P)』を記入してください。

13. 修士課程の専任教員を法科大学院の専任教員と扱う場合は、専・他と分類してください。

14. 教員一覧の31行目から400行目は非表示になっています。必要に応じ、再表示して記入してください。再表示しても行が足りない場合は、行の挿入により追加してください(フルダウント等の設定にご留意ください)。

基準3-1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されていること

分析項目1-2-1-2 大学院設置基準等各設置基準及び告示に記載して、必要な人の専任教員並びに兼任及び兼任教員を配置していること

【分析の手順】

・教育上主要と認める授業科目の意義を確認し、該当する授業科目への専任教員又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そなう専任教員の教授又は准教授が担当する科目数、専任教員が担当する科目数）を確認する。

※教育上主要と認める授業科目への専任教員又は准教授の担当に関しては、実際に授業を担当しない場合でも、専任教員又は准教授が授業の内容、実施、成績に関して責任を持つ場合は、その授業科目を分析項目の状況に準ずるものとして分析することが可能

基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

分析項目3-4-1 授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

【分析の手順】

・授業の内容及び方法等が、大学設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それらが学生に対して明示されていることを確認する。

・少人数による双方的又は多方向的な密度の高い授業方法を基本としつつ、例えば法律基本科目の基礎科目においては、基礎的な学識を涵養するために適切な方法で授業が実施されていることを確認する。

分析項目3-4-4 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目においては原則として50人以下となっていること

【分析の手順】

・授業時間の設定が、授業の方法（講義、演習、実習）に応じて、単位数との関係において法令に則したものとなっていることを確認する。

開設授業科目一覧（別紙様式1-2-1-2）

学期区分：セメスター制採用

| 科 目 | 主要授業科目 | 連携開設科目 | 授業科目名 | 配当年次 | 学期 | 時間数 | 単位数 | 必修・選択等 | 開講方法 | 授業方法（形態） | 受講学生数 | | 担当教員 | | 開設単位数合計 | シラバス等の白ページ | 備考 |
|------------------------|--------|--------|-----------|------|----|------|-----|--------|------|----------|-------|--------|--|---|---------|------------|--------------------------------|
| | | | | | | | | | | | LSの学生 | LS外の学生 | 教員名 | 分類 | | | |
| 公法系科目 (憲法・行政法) | 基礎科目 | ○ | 憲法基礎 | 1 | 春 | 46.7 | 4 | 必修 | 毎年 | 講義 | 17 | 1 | 巻 美紀 | 研・専 | 11 | 1-6 | |
| | | ○ | 行政法基礎 | 1・2 | 春 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 27 | | 大橋 真由美 | 兼任 | | 7-9 | |
| | | ○ | 憲法 | 2 | 春 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 23 | | 上田 健介 | 兼任 | | 64-73 | |
| | | ○ | 行政法 | 2 | 秋 | 23.3 | 2・3 | 必修 | 毎年 | 講義 | 17 | | 徳本 広孝 | 兼任 | | 74-84 | |
| | 応用科目 | ○ | 公法（総合） | 3 | 春 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 7 | | ○筑紫 圭一 上田 健介 越智 敏裕 | 専・他 兼任 研究・専 | | 152-156 | |
| | | ○ | 憲法演習 | 2 | 秋 | 11.7 | 1 | 選択 | 毎年 | 演習 | 3 | | 上田 健介 | 兼任 | | 195-197 | |
| | | ○ | 民法基礎I | 1 | 春 | 46.7 | 4 | 必修 | 毎年 | 講義 | 21 | | 廉潤 舒章 | 兼任 | | 10-22 | |
| | | ○ | 民法基礎II | 1 | 秋 | 46.7 | 3 | 必修 | 毎年 | 講義 | 19 | | 永下 泰之 | 研・専 | | 23-30 | |
| | | ○ | 民法基礎III | 1 | 秋 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 20 | | 羽生 香織 | 兼任 | | 31-35 | |
| | | ○ | 民法基礎IV | 1 | 春 | 11.7 | 1 | 必修 | 毎年 | 講義 | 21 | | 永下 泰之 | 研・専 | | 36-39 | |
| | | ○ | 商法基礎 | 1 | 秋 | 46.7 | 4 | 必修 | 毎年 | 講義 | 16 | | 土田 素 | 研・専 | | 40-45 | |
| 民事系科目 (民法・商法・民事訴訟法) | 基礎科目 | ○ | 民事訴訟法基礎 | 1 | 秋 | 46.7 | 4 | 必修 | 毎年 | 講義 | 18 | | 田頭 章一 | 研・専 | 41 | 46-50 | |
| | | ○ | 民法B | 2 | 春 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 24 | | 伊藤 徒歩 | 兼任 | | 85-94 | |
| | | ○ | 民法C | 2 | 春 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 23 | | 小山 春史 | 研・専 | | 92-99 | |
| | | ○ | 民法D | 2 | 秋 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 18 | | 小山 春史 | 研・専 | | 100-106 | |
| | | ○ | 商法A | 2・3 | 春 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 22 | | 早川 岐郎 | 研・専 | | 107-114 | |
| | | ○ | 商法B | 2・3 | 秋 | 11.7 | 1 | 必修 | 毎年 | 講義 | 18 | | 早川 岐郎 | 研・専 | | 115-120 | |
| | | ○ | 民事訴訟法A | 2・3 | 春 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 22 | | 原 強 | 専・他 | | 121-127 | |
| | | ○ | 民事訴訟法B | 2・3 | 秋 | 11.7 | 1 | 必修 | 毎年 | 講義 | 20 | | 安西 明子 | 兼任 | | 128-136 | |
| | | ○ | 民事法（総合） | 3 | 春 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 8 | | ○田頭 章一 対木 和夫 永下 泰之 土田 素 | 研・専 実・専 研・専 研・専 | | 157-159 | |
| | | ○ | 民法基礎演習 | 1 | 秋 | 11.7 | 1 | 選択 | 毎年 | 演習 | 11 | | 永下 泰之 | 研・専 | | 184-187 | 2019年度以降入学の3年制コース生は選択必修科目として履修 |
| | 応用科目 | ○ | 民事訴訟理論と実務 | 1・2 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択 | 毎年 | 講義 | 7 | | 原 強 | 専・他 | | 188-191 | 2019年度以降入学の3年制コース生は選択必修科目として履修 |
| | | ○ | 民法演習 | 2 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択 | 毎年 | 演習 | 6 | | 永下 泰之 | 研・専 | | 192-194 | |
| | | ○ | 商法演習 | 2 | 秋 | 11.7 | 1 | 選択 | 毎年 | 演習 | 12 | | 早川 岐郎 | 研・専 | | 198-200 | |
| | | ○ | 民事訴訟法演習 | 2 | 秋 | 11.7 | 1 | 選択 | 毎年 | 演習 | 11 | | 安西 明子 | 兼任 | | 210-212 | |
| 刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法) | 基礎科目 | ○ | 合衆犯罪法 | 3 | 春 | 23.3 | 2 | 選択 | 毎年 | 講義 | 0 | | 伊藤 雄司 | 兼任 | 17 | 212-216 | 履修者なしのため不開講 |
| | | ○ | 刑法基礎 | 1 | 春 | 46.7 | 4 | 必修 | 毎年 | 講義 | 17 | | 伊藤 雄司 | 兼任 | | 217-221 | |
| | | ○ | 刑事訴訟法基礎I | 1 | 秋 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 18 | | 朝山 芳史 | 実・専 | | 226-230 | |
| | | ○ | 刑事訴訟法基礎II | 1 | 秋 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 15 | | 朝山 芳史 | 実・専 | | 231-235 | |
| | 応用科目 | ○ | 刑法 | 2 | 春 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 21 | | 佐藤 結美 | 研・専 | | 131-134 | |
| | | ○ | 刑事訴訟法A | 2・3 | 春 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 23 | | 岩下 雅光 | 研・専 | | 135-145 | |
| | | ○ | 刑事訴訟法B | 2・3 | 秋 | 11.7 | 1 | 必修 | 毎年 | 講義 | 19 | | 岩下 雅光 | 研・専 | | 146-151 | |
| | | ○ | 刑法（総合） | 3 | 春 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 6 | | ○佐藤 結美 朝山 芳史 | 研・専 実・専 | | 160-162 | |
| | | ○ | 刑法演習 | 2 | 秋 | 11.7 | 1 | 選択 | 毎年 | 演習 | 3 | | 佐藤 結美 | 研・専 | | 204-206 | |
| | | ○ | 刑事訴訟法演習 | 2 | 秋 | 11.7 | 1 | 選択 | 毎年 | 演習 | 10 | | 田澤 紗津子 | 実・み | | 207-209 | |
| | | ○ | 法学実務基礎A | 1 | 春 | 11.7 | 1 | 選択 | 毎年 | 講義 | 17 | | ○小山 泰史 土田 光 新沼 順 南谷 美幸 田仲 周 横手 聰 | 研・専 兼任 兼任 兼任 兼任 兼任 | | 163-164 | 2019年度以降入学の3年制コース生は必修科目として履修 |
| | | ○ | 法学実務基礎B | 1 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択 | 毎年 | 講義 | 14 | | ○巻 美紀 小山 泰史 佐藤 結美 浦西 洋行 金谷 亮 松本 翔 小寺 悠介 南谷 英幸 横手 聰 | 研・専 兼任 兼任 兼任 兼任 兼任 兼任 | | 165-167 | 2019年度以降入学の3年制コース生は必修科目として履修 |
| | | ○ | 法学実務演習IA | 2 | 春 | 11.7 | 1 | 必修 | 毎年 | 演習 | 9 | | 宍戸 博幸 | 実・専 | | 168-170 | 2022年度以降入学者のみ履修 |
| | | ○ | 法学実務演習IIA | 2 | 秋 | 11.7 | 1 | 必修 | 毎年 | 演習 | 7 | | 宍戸 博幸 | 実・専 | | 174-176 | 2022年度以降入学者のみ履修 |
| | | ○ | 法学実務演習IB | 2 | 春 | 11.7 | 1 | 必修 | 毎年 | 演習 | 6 | | ○土田 光 田仲 周 横手 聰 原田 美幸 堀田 聰 | 研・専 兼任 兼任 兼任 兼任 | | 171-173 | 2022年度以降入学者のみ履修 |
| | | ○ | 法学実務演習IIB | 2 | 秋 | 11.7 | 1 | 必修 | 毎年 | 演習 | 6 | | ○土田 光 田仲 周 横手 聰 大見 爽 堀田 美幸 | 研・専 兼任 兼任 兼任 兼任 | | 177-179 | 2022年度以降入学者のみ履修 |
| 総合 | 応用科目 | ○ | 論文演習I | 2 | 春 | 11.7 | 1 | 選択 | 毎年 | 演習 | 9 | | 宍戸 博幸 | 実・専 | 9 | 180-181 | |
| | | ○ | 論文演習II | 2 | 秋 | 11.7 | 1 | 選択 | 毎年 | 演習 | 7 | | 宍戸 博幸 | 実・専 | | 182-183 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------------|--------|---------------------|-----|------------------|------|-------|------|-----|------|----------|----|--|---|-----------------|--|--|---------|
| 法律実務基礎科目 | 法曹倫理 | | 法曹倫理 | 2 | 春 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 22 | | 朝山 芳史 岩崎 政孝 田澤 奈津子 | 実・専 実・専 実・専 み | 2 | 217-222 | | |
| | 民事訴訟実務の基礎 | | 訴訟実務基礎（民事） | 2 | 春 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 25 | | 松井 俊洋 | 兼任 | 2 | 223-226 | | |
| | 刑事訴訟実務の基礎 | | 訴訟実務基礎（刑事） | 2 | 秋 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 12 | | ⑤田澤 奈津子 朝山 芳史 岩崎 政孝 | 実・み 実・専 実・専 | 4 | 227-232 | 新旧カリキュラムを履修する在学生の混在に対応するため、当該科目は2022年度に限り、春・秋共に開講。シラバス内容は同一。 | |
| | | | 訴訟実務基礎（刑事） | 3 | 春 | 23.3 | 2 | 必修 | 毎年 | 講義 | 6 | | ⑤田澤 奈津子 朝山 芳史 岩崎 政孝 | 実・み 実・専 実・専 | 227-232 | 新旧カリキュラムを履修する在学生の混在に対応するため、当該科目は2022年度に限り、春・秋共に開講。シラバス内容は同一。 | | |
| | | | 模擬裁判（民事） | 3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 演習 | 3 | | ⑤原 強 岩崎 政孝 松井 俊洋 | 専・他 実・専 兼任 | 4 | 250-253 | | |
| | 模擬裁判 | | 模擬裁判（刑事） | 3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 演習 | 4 | | ⑤原 芳史 岩崎 政孝 田澤 奈津子 | 実・専 実・専 実・専 み | 254-256 | | | |
| | | | ローヤリング | | ネゴシエイション・ロイギヤリング | 3 | 春学期集中 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 演習 | 6 | | ⑤森下 哲朗 対木 和夫 | 専・他 実・専 兼任 | 2 | 257-259 |
| | クリニック | | リーガルクリニック | 3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 5 | | ⑤原 芳史 岩崎 政孝 谷川 行雄 南谷 英幸 伊藤 彩 | 専・他 実・専 兼任 兼任 | 2 | 260-262 | | |
| | エクスターインシップ | | エクスターインシップ I (法曹) | 2・3 | ①春学期集中 ②秋学期集中 | 45 | 1 | 選択必修 | 毎年 | 実習 | ①0 ②3 | | ⑤北村 審宣 対木 博幸 穴戸 石井 鶴田 光洋 | 専・他 実・専 兼任 兼任 | 263-264 | | | |
| | | | エクスターインシップ I (企業等) | 2・3 | ①春学期集中 ②秋学期集中 | 45 | 1 | 選択必修 | 毎年 | 実習 | ①0 ②1 | | ⑤北村 審宣 対木 和夫 穴戸 博幸 石井 鶴田 鶴田 光洋 | 専・他 実・専 兼任 兼任 | 265-266 | | | |
| | | | エクスターインシップ I (公務) | 1~3 | ①春学期集中 ②秋学期集中 | 45 | 1 | 選択必修 | 毎年 | 実習 | ①0 ②2 | | ⑤北村 審宣 対木 和夫 穴戸 博幸 石井 鶴田 鶴田 光洋 | 専・他 実・専 兼任 兼任 | 267-268 | | | |
| | | | エクスターインシップ II (法曹) | 2・3 | ①春学期集中 ②秋学期集中 | 45 | 1 | 選択必修 | 毎年 | 実習 | ①0 ②1 | | ⑤北村 審宣 対木 和夫 穴戸 博幸 石井 鶴田 鶴田 光洋 | 専・他 実・専 兼任 兼任 | 269-270 | | | |
| | | | エクスターインシップ II (企業等) | 2・3 | ①春学期集中 ②秋学期集中 | 45 | 1 | 選択必修 | 毎年 | 実習 | ①0 ②0 | | ⑤北村 審宣 対木 和夫 穴戸 博幸 石井 鶴田 鶴田 光洋 | 専・他 実・専 兼任 兼任 | 271-272 | | | |
| | | | エクスターインシップ II (公務) | 1~3 | ①春学期集中 ②秋学期集中 | 45 | 1 | 選択必修 | 毎年 | 実習 | ①0 ②1 | | ⑤北村 審宣 対木 和夫 穴戸 博幸 石井 鶴田 鶴田 光洋 | 専・他 実・専 兼任 兼任 | 273-274 | | | |
| | | | 公法系訴訟実務の基礎 法情報調査 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 法文書作成 | | 法律文書作成の基礎 | 1・2 | 春 | 11.7 | 1 | 選択 | 毎年 | 講義 | 17 | | ⑤寺澤 春香 藤山 枝里奈 | 兼任 兼任 | 1 | 236-238 | 2019年度以降入学の3年制コース生は選択必修科目として履修 | |
| | | | 会社法と実務 | 3 | 春 | 23.3 | 2 | 選択 | 毎年 | 講義 | 2 | | 遠藤 元一 | 兼任 | | 233-235 | | |
| | | | 行政法と実務 | 2・3 | | 11.7 | 1 | 選択 | 隔年× | 講義 | 0 | | 越智 敏裕 | 研・専 | | 239-240 | 履修者なしのため不開講 | |
| | | | 環境法と実務 | 2・3 | 春 | 11.7 | 1 | 選択 | 隔年○ | 講義 | 0 | | ○朝山 芳史 田澤 奈津子 | 実・専 実・専 み | | 241-242 | | |
| | その他 | | 刑事実務 | 3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択 | 毎年 | 講義 | 2 | | ○鶴田 孝士 森下 哲朗 田頭 章一 水野 仁美 鶴田 哲朗 岩崎 政孝 対木 和夫 南 素樹 | 兼任 専・他 研・専 兼任 専・他 兼任 兼任 兼任 兼任 | 12 | 243-246 | | |
| | | | ビジネス法基礎 | 1~3 | 春 | 23.3 | 2 | 選択 | 毎年 | 講義 | 1 | | ○鶴田 孝士 森下 哲朗 田頭 章一 水野 仁美 鶴田 哲朗 岩崎 政孝 対木 和夫 南 素樹 | 兼任 専・他 研・専 兼任 専・他 兼任 兼任 兼任 兼任 | 12 | 247-249 | | |
| | | | ビジネス法務演習 | 1~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択 | 毎年 | 演習 | 3 | | ○対木 和夫 早川 咲耶 前田 博 | 実・専 研・専 兼任 | | 275-277 | | |
| | 基礎法學・隣接科目 | | 国際仲裁・ADR | 2・3 | 春学期集中 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 演習 | 4 | | ○森下 哲朗 対木 和夫 森 大樹 森 口 晃 | 専・他 兼任 兼任 兼任 | | 276-277 | | |
| | | | 比較法（民法） | 1~3 | | 23.3 | 2 | 選択必修 | 隔年× | 講義 | | | 東 安彦 | 兼任 | | 278-282 | | |
| | | | 英米法 | 1~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 5 | | 坂本 力也 | 兼任 | | 283-286 | | |
| | | | 法哲学 | 1~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 8 | | 奥田 純一郎 | 兼任 | | 287-290 | | |
| | | | 法社会学 | 1~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 2 | 2 | 太田 勝造 | 兼任 | | 291-293 | | |
| | | | 法と経済学 | 1~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 4 | | 加賀見 一彰 | 兼任 | | 294-297 | | |
| | | | 西洋法制史 | 1~3 | 春 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 10 | | 松本 尚子 | 兼任 | | 330-333 | | |
| 倒産法 | ○ | 倒産処理法 | 2・3 | | 春 | 46.7 | 4 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 2 | 1 | 田頭 章一 | 研・専 | | 309-312 | | |
| | | 租税法 I | 2・3 | | 春 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 2 | | 南 整樹 | 兼任 | | 313-315 | | |
| | | 租税法 II | 2・3 | | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 2 | | 鶴田 純一郎 | 兼任 | | 316-320 | | |
| | | 経済法 | ○ | | 春 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 1 | | 鶴田 勝造 | 兼任 | | 321-325 | | |
| | | 知的財産法 | ○ | | 春 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 3 | 1 | 鶴田 泰士 | 兼任 | | 326-327 | | |
| | | | 知的財産法 II | 2・3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 2 | 1 | 鶴田 泰士 | 兼任 | | 328-329 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-----|-----------------|---|-----|------|------|------|------|---------|----|---|--|---|-----------------------|----------------------------------|
| 展開・先端科目 | 労働法 | ○ | 労働法基礎 | 1~3 | 春 | 11.7 | 1 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 4 | 2 | ◎水野 仁美 雷永晃一 | 兼組 専・他 | 298-300 |
| | | ○ | 労働法Ⅰ | 2~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 3 | | 富永晃一 | 専・他 | 301-304 |
| | | ○ | 労働法Ⅱ | 2~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 4 | | 富永晃一 | 専・他 | 305-308 |
| | | ○ | 労働法演習 | 2~3 | 秋 | 11.7 | 1 | 選択必修 | 毎年 | 演習 | 2 | | 富永晃一 | 専・他 | 343-345 |
| | 環境法 | ○ | 環境法基礎 | 1~3 | 春 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 7 | 2 | 筑紫圭一 | 専・他 | 371-374 |
| | | ○ | 環境法政策 | 2~3 | 春 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 6 | 1 | 北村喜宣 | 専・他 | 375-378 |
| | | ○ | 環境訴訟 | 3 | 春 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 6 | | 越智敏裕 | 研・専 | 379-382 |
| | | ○ | 企業環境法 | 2~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 5 | | 筑紫圭一 | 専・他 | 383-385 |
| | | ○ | 国際環境法 | 2~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 5 | | 堀口健一 | 兼組 | 386-388 |
| | | ○ | 環境リスクマネジメント | 1~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 2 | 6 | 織田夫 | 兼組 | 資料1-2-1-04 他研究科(地球環境学研究科)開講科目 |
| | | ○ | 環境法別 | 2~3 | 春 | 11.7 | 1 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 4 | | 津田隆好 | 兼任 | 389-390 |
| | | ○ | 比較環境法 | 2~3 | | 23.3 | 2 | 選択必修 | 隔年× | 講義 | 2 | | 及川敬貴 | 兼任 | 391-393 |
| | | ○ | 自然保護法 | 2~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 5 | | 桑原進 | 専・他 | 394-396 |
| | | ○ | まちづくり法と実務 | 2~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 隔年○ | 講義 | 3 | | 日置雅晴 | 兼任 | 397-400 |
| | | ○ | 魔術物・リサイクル法 | 2~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 7 | 1 | 北村喜宣 | 専・他 | |
| | | ○ | 環境法の時代的課題 | 2~3 | | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年(不開講) | 講義 | | | 越智敏裕 | 研・専 | |
| 国際関係法(公法系) | ○ | 国際法基礎 | 1~3 | 春 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 7 | 2 | 江藤淳一 | 兼組 | 346-349 | |
| | ○ | 国際人権法 | 2~3 | 秋 | 11.7 | 1 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 7 | | 江藤淳一 | 兼任 | 364-366 | |
| | ○ | 国際経済法 | 2~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 3 | | 川嶋剛志 | 兼任 | 367-370 | |
| 国際関係法(私法系) | ○ | 国際私法基礎 | 1~3 | 春 | 11.7 | 1 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 21 | | 出口耕目 | 兼任 | 350-352 | |
| | ○ | 国際私法 | 2~3 | 春 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 4 | | 出口耕目 | 兼任 | 357-360 | |
| | ○ | 国際取引法 | 2~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 5 | | 小川和茂 | 兼任 | 353-356 | |
| | ○ | 国際家族法 | 2~3 | 秋 | 11.7 | 1 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 4 | | 出口耕目 | 兼任 | 361-363 | |
| | ○ | 民事執行・保全法 | 2~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 4 | | 萩澤達彦 | 兼任 | 334-337 | |
| 上記以外 | | スポーツ・エンタテインメント法 | 1~3 | 春 | 11.7 | 1 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 6 | 4 | ◎森下哲郎 松田俊治 佐野義一 藤原義郎 脇部重 穴戸一樹 | 専・他 兼任 兼任 兼任 兼任 | 338-340 | |
| | | 金融法 | 2~3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択必修 | 毎年 | 講義 | 6 | 2 | ◎森下哲郎 早川咲耶 井上聰 藤田元康 | 専・他 兼任 兼任 兼任 | 341-342 | |
| その他 | | | LAW AND PRACTICE OF INTERNATIONAL BUSINESS TRANSACTIONS | 1~3 | 秋 | 11.7 | 1 | 選択 | 毎年 | 講義 | 0 | 2 | ◎森下哲郎 GILMORE David 細川兼嗣 VICKI L Beyer | 専・他 兼任 兼任 兼任 | 401-403 |
| | | | 特殊講義(警察活動と法務実務) | 2~3 | 秋 | 11.7 | 1 | 選択 | 毎年 | 講義 | 4 | | 金山泰介 | 兼任 | 404-406 |
| | | | 自主研究・論文作成 | 3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択 | 毎年 | 講義 | 0 | | 巻美矢紀 | 研・専 | 407-408 |
| | | | 自主研究・論文作成 | 3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択 | 毎年 | 講義 | 0 | | 佐藤結美 | 研・専 | 409-410 |
| | | | 自主研究・論文作成 | 3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択 | 毎年 | 講義 | 0 | | 原強 | 専・他 | 411-412 |
| | | | 自主研究・論文作成 | 3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択 | 毎年 | 講義 | 0 | | 土田亮 | 研・専 | 413-414 |
| | | | 自主研究・論文作成 | 3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択 | 毎年 | 講義 | 0 | | 小山泰史 | 研・専 | 415-416 |
| | | | 自主研究・論文作成 | 3 | 秋 | 23.3 | 2 | 選択 | 毎年(不開講) | 講義 | 0 | | 小幡純子 | 研・専 | 担当教員退職のため不開講 |
| | | | 「講評実施年度の5月1日現在で、当該年度開設授業科目(当該年度入学者適用)を記入してください。なお、評価実施年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)についても記入してください。不開講の授業科目については、その理由を「備考」に簡潔に(例:教員未定のため、カリキュラム改編による当該配当年次未開講など)記入してください。」 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「学期区分」については、採用している学期の種類(セミスター制・リメスター制等)を記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「主要授業科目」については、大学設置基準第10条に規定する教育上主要と認められる授業科目に該当する授業科目に○を記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「連携別設置科目」については、大学設置基準第6条の3に規定する他の大学院に連携して開設する授業科目に○を記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「授業科目名」については、開設している授業科目は、4つの科目(法律基本科目・基礎法科目・法律実務基礎科目・基礎法科目・基礎法科目・基礎法科目)に区分整理して記入してください。ただし、4つの科目に区分することができない授業科目については、新たに科目分野を設けて記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 法律基本科目の中の、公法系・民法系・刑事系の3つの系に区分することができない授業科目については、これら3つの系の下に枠を設けて記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「配当年次」について、配当年次が複数ある場合は該当する配当年次をすべて記入してください(例:2,3年次相当の場合は、2~3と記入してください)。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「学期」については、「前期」、「後期」等の区分を記入してください。また、集中講義を行っている場合には、「前期集中」、「後期集中」等の区分を記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「時間割」については、当該開設授業科目における授時間割(例:90分授業が15週行われる場合は、22.5時間となります)を記入してください。ただし、計算時間についても含まないものとします。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「単位割り」については、授業等に応じて複数の授業科目の単位数を記入してください(例:1.5単位)。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「必修・選択」等については、「必修」、「選択」、「選択必修」等の区分を記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「開講方法」については、「毎年」、「隔年」の区分で記入してください。なお、隔年開講については、今年度開講していれば「隔年○」、開講していない場合は「隔年×」と記入してください。また、毎年開講するが、評価実施年度は不開講の授業科目については、「毎年(不開講)」と記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | さらに、その理由を「」のとおり、「備考」に記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「授業方法(形態)」については、「講義」、「演習」、「実習」等各授業科目の実施形態を記入し、これらを組み合わせている場合には該当する形態をすべて記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「授業学年」については、「LSOの学生」には当該法科大学院の学生の人を、「LS外の学生」には当該法科大学院の学生以外の人数をそれを記入してください。また、同一授業科目を複数クラス開講している場合には、それぞれ記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | (例)同一授業科目がクラス開講されており、それを50人(うち、LS外の学生は2人)とある(うち、LS外の学生は1人の場合)には、「LSの学生」には「①48、②40」と記入し、「LS外の学生」には「①2、②0」と記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | なお、後期や集中講義時に開講するため、5月1日現在で人数が未定の場合としてください。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「担当教員」の「教員名」については、1つの授業科目を複数教員が担当している場合には、担当教員会員を記入。当該授業科目の内容、実施及び成績評価について責任を持つ教員には、氏名の前に○を付けてください。また、1つの授業科目が複数クラス開講されている場合は、各クラスの担当教員についてそれぞれ記入してください。(例:①◎A教員、B教員②◎A教員、C教員)なお、「分類」について、別紙様式1-2-1-1の教員分類内訳の「分類」により、記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「開設単位数合計」については、法律基本科目の公法系・民法系・刑事系の各系、法律実務基礎科目の法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、基礎法科・隣接科目及び開講・先端科目の各科目区分がそれぞれ一つの枠になっていますので、それぞれに該当する授業科目の単位数の合計を記入してください(例には数字を設定しております)。別紙様式1-2-1-1の枠等により、参考範囲が記された場合には修正してください。直接数字を記入していただいているかもしれません)。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 「シラバス等のページ」については、シラバス等の授業計画を記載した冊子中の該当ページを記入してください。 | | | | | | | | | | | | |

61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
7

基準 1－2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目 1－2－2 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること

※「法科大学院の運営に関する重要事項」とは、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項をいう。

【分析の手順】

- ・教授会等について、構成、所掌事項等を確認する。
- ・教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－2－2）

| 会議等名称 | 規程上の開催頻度 | 前年度における開催実績 |
|------------|---|-------------|
| 法科大学院教授会 | 原則として毎月第2水曜日に開催する。 ただし8月と9月は開かないことがある。 | 定例10回 |
| 法科大学院教務委員会 | 会議は、必要なつど委員長が招集する。 | 定例10回 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

基準1－2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目1－2－5 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

※「スタッフ・ディベロップメント（SD）」とは、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるとともに、その他必要な取組を行うことをいう。

【分析の手順】

- SDの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

SDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式1－2－5）

| 研修会等の名称 | 主催 | 実施内容・方法 | 対象者 | 法科大学院からの参加者数 |
|--|--|------------|---------------------|--------------|
| 創立記念プログラム 上智のルーツと禅の体験 学生と考える、もっと楽しい”上智のニューノーマル” 「イエズス会学校10の識別子」について | 創立記念行事に関する実行委員会 (事務局：総務局 総務グループ) | 講義・ワークショップ | ■役員 ■教員 ■事務職員 | 2人 |
| セクシュアル・ハラスメント防止オンライン研修 | 総務局総務グループ | 講義 | ■役員 ■教員 ■事務職員 | 14人 |
| 持続可能な大学運営と人件費問題 | 人事局人材開発グループ | 講義 | ■役員 ■教員 ■事務職員 | 3人 |

基準 1－3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 1－3－1 法令により公表が求められている事項を公表していること

【分析の手順】

- ・法科大学院の目的、方針その他法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1－3－1）

※ 公表状況について、ウェブサイトで公表している場合は、その情報が掲載されているウェブページが直接閲覧できる URL を記載してください。ウェブサイト以外で公表している場合は、URL ではなく具体的な公表方法を記載してください。

※ 他の法令等の箇所において記載してもらう場合には、「公表状況」欄において該当 No を記載しています。

| No | 公表が求められている事項(法令の条文等抜粋) | | 公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL 等)) |
|------------------------|------------------------|--|---|
| 《学校教育法 第 109 条》 | | | |
| 1 | 第 1 項 | 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価報告書 http://www.sophialaw.jp/about/self_check.html |
| 《学校教育法施行規則 第 158 条》 | | | |
| 2 | | 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。 | <p>※該当する場合のみ記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価報告書（2020 年 4 月～2021 年 3 月）13 ページ http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf |
| 《学校教育法施行規則 第 172 条の 2》 | | | |
| 3 | 第 1 項 | 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての | |

| No | 公表が求められている事項(法令の条文等抜粋) | 公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等)) |
|----|--|---|
| 4 | 情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること | <ul style="list-style-type: none"> 上智大学ウェブサイト (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー) https://www.sophia.ac.jp/jpn/program/GR/GR_law_juris.html 履修要綱 26 頁 https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/houka/itd24t0000001mgg-att/faei3d000000yuhz.pdf |
| 5 | 二 教育研究上の基本組織に関すること | <ul style="list-style-type: none"> 上智大学法科大学院ウェブサイト http://www.sophialaw.jp/about/outline.html 履修要綱 74 頁 (上智大学大学院学則 5 条) https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/houka/itd24t0000001mgg-att/faei3d000000yuhz.pdf |
| 6 | 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること | <ul style="list-style-type: none"> 上智大学法科大学院ウェブサイト http://www.sophialaw.jp/education/teacher.html 上智大学教員教育研究情報データベース (法曹養成専攻) https://redb.cc.sophia.ac.jp/?page_id=177 |
| 7 | 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ○入学者数 <ul style="list-style-type: none"> 上智大学法科大学院パンフレット (2023年度(入学者向け)版 35 頁) http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2023/#target/page_no=37 自己点検・評価報告書 (2020年4月～2021年3月) 43 頁、資料 6 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf ○収容定員数 <ul style="list-style-type: none"> 上智大学法科大学院ウェブサイト http://www.sophialaw.jp/about/outline.html 履修要綱 74 頁 (上智大学大学院学則 6 条) https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/houka/itd24t0000001mgg-att/faei3d000000yuhz.pdf 自己点検・評価報告書 (2020年4月～2021年3月) 43 頁 |

| No | 公表が求められている事項(法令の条文等抜粋) | 公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等)) |
|----|--|--|
| 8 | | <p>http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf</p> <p>○卒業・修了者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）の資料3 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf <p>○進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）の資料3 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf |
| 8 | <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るもの）に関するもの）に関すること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院履修要綱 45 頁以下（開講科目一覧） https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/houka/itd24t0000001mgg-att/faei3d000000yuhz.pdf ・上智大学法科大学院ウェブサイト（開講科目表） http://www.sophialaw.jp/education/curriculum_general.html ・シラバス（上智大学ウェブサイトより検索可能） https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/syllabus.html |
| 9 | <p>六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るもの）及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するもの）</p> | ※No17～18に記載 |
| 10 | <p>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関するもの）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院履修要綱 96 頁以下 https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/houka/itd24t0000001mgg-att/faei3d000000yuhz.pdf ・上智大学法科大学院パンフレット（2023年度（入学者向け）版 31 頁） http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2023/#target/page_no=33 ・上智大学法科大学院ウェブサイト（学習環境） http://www.sophialaw.jp/study/institution.html |
| 11 | <p>八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関するもの）</p> | ※No25に記載 |

| No | 公表が求められている事項(法令の条文等抜粋) | | 公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等)) | |
|-------------------------------|---|---|---|--|
| 12 | ること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること | | <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院履修要綱 62 頁 https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/houka/ https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/houka/itd24t0000001mgg-att/faei3d000000yuhz.pdf ・上智大学法科大学院パンフレット (2023年度(入学者向け)版 24、25 頁) http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2023/#target/page_no=24 http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2023/#target/page_no=26 ・上智大学法科大学院ウェブサイト (就職支援) (学習サポート) http://www.sophialaw.jp/study/recruit.html http://www.sophialaw.jp/study/support.html ・上智大学ウェブサイト (学生相談総合案内) https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/support/soudan_madoguchi.html | |
| 13 | 第2項 | 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価報告書 (2020年4月～2021年3月) 61 頁 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf | |
| 14 | 第4項 | 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 | ※No16に記載 | |
| 《法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律第5条》 | | | | |
| 15 | 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表 | | | |

| No | 公表が求められている事項(法令の条文等抜粋) | 公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等)) |
|----|---|---|
| 16 | するものとする。 一 当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力 | <ul style="list-style-type: none"> ○履修の前提となる学識及び能力 <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学ウェブサイト (アドミッション・ポリシー) https://www.sophia.ac.jp/jpn/program/GR/GR_law_juris.html ・上智大学法科大学院ウェブサイト (アドミッション・ポリシー) http://www.sophialaw.jp/about/admission_policy.html ○履修の結果である学識及び能力 <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学ウェブサイト (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー) https://www.sophia.ac.jp/jpn/program/GR/GR_law_juris.html ・法科大学院履修要綱 (2022年度版) 26ページ (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー) 及び 27頁以下 (修了要件・進級要件) https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/houka/itd24t0000001mgg-att/faei3d000000yuhz.pdf ・自己点検・評価報告書 (2020年4月～2021年3月) 10頁 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf |
| 17 | 二 当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ○成績評価の基準 <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院履修要綱 (2022年度版 22～23ページ) https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/houka/itd24t0000001mgg-att/faei3d000000yuhz.pdf ・法科大学院ウェブサイト (※履修要綱を掲示) https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/houka/itd24t0000001mgg-att/faei3d000000yuhz.pdf ・自己点検・評価報告書 (2020年4月～2021年3月) 29頁以下 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf ○成績評価の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院ウェブサイト (成績評価の実施状況) |

| No | 公表が求められている事項(法令の条文等抜粋) | 公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等)) |
|---------------------|--|--|
| 18 | 三 当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況 | <p>http://www.sophialaw.jp/about/self_check.html</p> <p>○修了認定の基準 ・法科大学院履修要綱（2022年度版）27頁以下（修了要件・進級要件） https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/houka/itd24t0000001mgg-att/faei3d000000yuhz.pdf ・法科大学院ウェブサイト（修了要件・進級要件） http://www.sophialaw.jp/education/curriculum_general.html</p> <p>○実施状況 ・自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）の資料1 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf</p> |
| 19 | 四 当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院パンフレット（2023年度（入学者向け）版24頁） http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2023/#target/page_no=24 ・法科大学院ウェブサイト http://www.sophialaw.jp/study/course.html ・自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）の資料3 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf |
| 20 | 五 その他文部科学省令で定める事項 | ※No22～27に記載 |
| 《専門職大学院設置基準 第20条の7》 | | |
| 21 | 連携法第五条第五号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 | |
| 22 | 一 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院パンフレット（2023年度（入学者向け）版35頁） http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2023/#target/page_no=37 ・自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）の資料6 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf |
| 23 | 二 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中に退学 | <p>○標準修業年限修了率 ・自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）の資料1 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf</p> |

| No | 公表が求められている事項(法令の条文等抜粋) | 公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等)) |
|----|--|---|
| | した者の占める割合 | ○中退率 ・自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）の資料1 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf |
| 24 | 三 当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称 | ・上智大学法科大学院パンフレット（2023年度（入学者向け）版18頁） http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2023/#target/page_no=18 ・自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）の資料9 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf |
| 25 | 四 授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るために措置に関すること | ・上智大学法科大学院パンフレット（2023年度（入学者向け）版33-34頁） http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2023/#target/page_no=35 ・自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）51頁 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf ・上智大学ウェブサイト（学費の減免、奨学金） https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/tuition/gakuhigenengaku.html https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/scholarship/index.html |
| 26 | 五 当該法科大学院に入学した者のうち連携法第十条第一号又は第二号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者（当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第一条第一項に規定する司法試験（以下単に「司法試験」という。）を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合 | ・自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）資料1、資料6 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf ・上智大学法科大学院ウェブサイト（【参考】近年の社会人経験者、他学部出身者の状況） http://www.sophialaw.jp/study/course.html |
| 27 | 六 連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（第二十条の八第二項において「認定法曹養成連携協定」という。）の目的となる法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）にあっては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連 | ※該当する場合は、別紙様式1－3－2に記載（当様式には記載不要） |

| No | 公表が求められている事項(法令の条文等抜粋) | 公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等)) |
|----|--|------------------------|
| | 携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合 | |

基準 1－3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 1－3－2 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること

【分析の手順】

- ・法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1－3－2）

- ※ 公表状況について、ウェブサイトで公表している場合は、その情報が掲載されているウェブページが直接閲覧できる URL を記載してください。ウェブサイト以外で公表している場合は、URL ではなく具体的な公表方法を記載してください。
- ※ 他の法令等の箇所において記載してもらう場合には、「公表状況」欄において該当 No を記載しています。

| No | 公表が求められている事項(法令の条文等抜粋) | | 公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL 等)) |
|------------------------|------------------------|--|---|
| 《専門職大学院設置基準 第 20 条の 7》 | | | |
| 1 | 第 1 項 | 六 連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（第二十条の八第二項において「認定法曹養成連携協定」という。）の目的となる法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）にあっては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程を修了した者 | ・上智大学法科大学院ウェブサイト（入学者数） http://www.sophialaw.jp/about/outline.html |

| No | 公表が求められている事項(法令の条文等抜粋) | 公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等)) |
|--|---|--|
| | 又は同課程に在学する者に限る。) であって、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したもの占める割合 | |
| 《法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン 5 その他法科大学院に求められる事項 (1) 法科大学院の教育課程等の公表》 | | |
| 2 | ① 教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力 | <p>○履修の前提となる学識及び能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学ウェブサイト (アドミッション・ポリシー) https://www.sophia.ac.jp/jpn/program/GR/GR_law_juris.html ・上智大学法科大学院ウェブサイト (アドミッション・ポリシー) http://www.sophialaw.jp/about/admission_policy.html <p>○履修の結果である学識及び能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学ウェブサイト (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー) https://www.sophia.ac.jp/jpn/program/GR/GR_law_juris.html ・履修要綱 (2022年度版) 26頁 (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー) 及び 27頁以下 (修了要件・進級要件) ・自己点検・評価報告書 (2020年4月～2021年3月) 10頁 ・上智大学法科大学院ウェブサイト (上記履修要綱、自己点検・評価報告書を掲示) https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/houka/itd24t0000001mgg-att/faei3d000000yuhz.pdf http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf |
| 3 | ② 成績評価の基準及び実施状況 | <p>○成績評価の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履修要綱 (2022年度版 22～23頁) ・法科大学院ウェブサイト (※履修要綱を掲示) https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/houka/itd24t0000001mgg-att/faei3d000000yuhz.pdf |

| No | 公表が求められている事項(法令の条文等抜粋) | 公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等)) |
|----|-----------------------------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）29頁以下 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf <p>○成績評価の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院ウェブサイト（成績評価の実施状況） http://www.sophialaw.jp/about/self_check.html |
| 4 | ③ 修了認定の基準及び実施状況 | <p>○修了認定の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履修要綱（2022年度版）27頁以下（修了要件・進級要件） https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/risyu/houka/itd24t0000001mgg-att/faei3d000000yuhz.pdf ・法科大学院ウェブサイト（修了要件・進級要件） http://www.sophialaw.jp/education/curriculum_general.html <p>○実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）の資料1 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf |
| 5 | ④ 司法試験法第4条第2項第1号の規定による認定の基準及び実施状況 | <p>※令和4年度においては、認定の基準のみ公表対象</p> <p>司法試験4条2項1号に規定する者とし、具体的には、①単位要件（法律基本科目（基礎科目）30単位、法律基本科目（応用科目）18単位、司法試験選択科目である展開・先端科目4単位）を履修したこと）、②修了見込み要件（当該在学受験の受験年度を以て修了の見込みがあること）、③在学していること）を具体化する形で、司法試験法の改正法が施行される2022年10月までに認定基準を公表予定である。</p> |
| 6 | ⑤ 修了者の進路に関する状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院パンフレット（2023年度（入学者向け）版24頁） http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2023/#target/page_no=24 ・法科大学院ウェブサイト http://www.sophialaw.jp/study/course.html |

| No | 公表が求められている事項(法令の条文等抜粋) | 公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等)) |
|----|---|--|
| 7 | ⑥ 志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること | <ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）の資料3 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf 上智大学法科大学院パンフレット（2023年度（入学者向け）版35頁） http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2023/#target/page_no=37 自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）の資料6 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf |
| 8 | ⑦ 標準修業年限修了率及び中退率 | <p>○標準修業年限修了率</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）の資料1 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf <p>○中退率</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）の資料1 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf |
| 9 | ⑧ 法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目 | <ul style="list-style-type: none"> 上智大学法科大学院パンフレット（2023年度（入学者向け）版18頁） http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2023/#target/page_no=18 自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）の資料9 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf |
| 10 | ⑨ 授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置 | <ul style="list-style-type: none"> 上智大学法科大学院パンフレット（2023年度（入学者向け）版33-34頁） http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2023/#target/page_no=35 自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）51頁 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf 上智大学ウェブサイト（学費の減免、奨学金） https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/tuition/gakuhigenngaku.html https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/scholarship/index.html |
| 11 | ⑩ 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率 | <ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価報告書（2020年4月～2021年3月）資料1、資料6 http://www.sophialaw.jp/about/pdf/evaluation_report_2021.pdf |

別紙様式1－3－2

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻

| No | 公表が求められている事項(法令の条文等抜粋) | 公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等)) |
|----|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学ウェブサイト（司法試験合格者数、【参考】近年の社会人経験者、他学部出身者の状況） http://www.sophialaw.jp/study/course.html |
| 12 | ⑪ 文部科学大臣が認定した法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）に入学した者のうち、当該協定の目的となる法曹コース（以下「認定法曹コース」という。）からの入学者の割合とその司法試験合格率 | <p>※令和4年度においては、法曹コースからの入学者の割合のみ公表対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院ウェブサイト（入学者数） http://www.sophialaw.jp/about/outline.html |
| 13 | ⑫ 在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率 | ※令和4年度においては、公表対象外（在学中受験は令和5年度から実施されるため） |

基準2-1（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

分析項目 2-1-1 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価の実施に責任を持つ組織及び責任者の役職名（大学における最終的な責任者が学長であることを前提として、法科大学院における教育活動等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設及び設備、学生支援等について責任を持つ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況（委員会等の組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する。

責任体制等一覧（別紙様式 2-1-1）

| 確認すべき要素 | 法科大学院における状況 | 根拠規定 |
|--|---|--|
| 自己点検・評価の実施に責任を持つ組織 | 自己点検評価・FD委員会 | 上智大学法科大学院自己点検評価・FD委員会規程3条1項 上智大学法科大学院自己点検・評価に関する規程第3条 |
| 自己点検・評価の実施にかかる責任者の役職名 | 自己点検評価・FD委員会委員長 | 上智大学法科大学院自己点検評価・FD委員会規程2条2項 |
| 教育課程、入学者の受入れ、施設設備、学習支援等について責任を持つ組織と自己点検・評価の責任者との連携状況 | ○教育課程 (責任を持つ組織) 教務委員会 (連携の状況) 教務委員会会議に自己点検評価・FD委員会委員長が出席。2022年度現在、自己点検評価・FD委員会委員長以外 | 教務委員会規程1条、4条 |

| | |
|---|--|
| <p>の自己点検評価・FD委員会委員のメンバーはすべて教務委員会委員を兼務</p> <p>○入学者の受入れ (責任を持つ組織) 入試・広報委員会 (連携の状況) 2022年度現在、入試・広報委員会委員長・副委員長は自己点検評価・FD委員会委員を兼務</p> <p>○施設設備、学習支援等 (責任を持つ組織) 学生生活委員会 (連携の状況) 自己点検評価・FD委員会副委員長が学生生活委員メンバーを兼務。</p> | <p>入試・広報委員会規程1条、4条</p> <p>学生生活委員会規程1条、4条</p> |
|---|--|

基準 2－1（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

分析項目 2－1－2 教育課程連携協議会が設けられていること

【分析の手順】

- ・関係法令に則して教育課程連携協議会が設置されていることを確認する。

教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 2－1－2）

| 規程上の開催頻度 | 前年度における開催実績 |
|----------|----------------------|
| 年1回 | 1回（2021年10月27日（水）開催） |

基準 2－2（重点評価項目） 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

分析項目 2－2－1 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価を実施するための評価項目が各法科大学院の実情に応じて適切に設定されていることを確認する。

分析項目 2－2－2 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価の実施に当たり、司法試験合格率、共通到達度確認試験の成績、標準修業年限内修了率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

分析項目 2－2－3 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること

【分析の手順】

- ・共通到達度確認試験の成績等を踏まえて法学未修者の教育の実施状況について点検・評価を実施していることを確認する。

基準 2－4（重点評価項目） 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

分析項目 2－4－1 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること

【分析の手順】

- ・教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況及び成果を確認する。

自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式2-2-1）

| 組織の名称 | 自己点検・評価において改善・向上等の対応措置が必要とされた事項 | | | | 対応計画 | 計画の進捗状況 | 前回評価の指摘事項 |
|---------------|---------------------------------|------------|--|--|----------------|---|-------------------------------------|
| | 年月 | 評価項目 | 内容 | 分析の状況 | | | |
| 大学改革支援・学位授与機構 | 2018年2月 | 科目の分類 | ○ 4区分以外に配置されている授業科目「法と実務入門」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため区分以外の科目として開設されることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。 | (2018年度) 4区分に分類することが困難であると判断したので、科目を廃止することを法科大学院教授会で決定した。 | 当該科目の廃止 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 大学改革支援・学位授与機構 | 2018年2月 | 成績評価及び修了認定 | 一部の授業科目において、学生のほとんどが最上位のランクに評価されているが、最上位のランクに評価することが妥当であるか疑義があるものがあり、成績評価の在り方にについて、全教員に周知徹底する必要がある。 ○ 一部の授業科目において、平常点の成績がほぼ一律満点となって | (2017～2018年度) 2018年度の教授会、FDミーティングで周知徹底するとともに、再発防止のための取組を教務委員会にワーキンググループを設置して検討中である。 (2018年度) 2019年度の法科大学院教授会、法科大学院FDミーティングで周知徹底するとともに、再 | 左記のように、改善を行った。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input checked="" type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|
| | | <p>いるため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。</p> | <p>発防止のために、毎学期、非常勤を含め、注意喚起文書を配布することとした。</p> <p>(2019年度)</p> <p>前年度と同様、法科大学院教授会および法科大学院FDミーティングでの周知徹底と、全教員への注意喚起文書の配布を毎学期実施した。</p> <p>(2020年度)</p> <p>前年度と同様、法科大学院教授会での周知徹底に加えて、全教員への注意喚起文書の配布を毎学期実施して、各科目担当者全員に対して、適切な成績分布になるよう周知徹底して、成績評価の改善をはかった。特に、受講者が少ない科目についても、成績評価基準を参考に、バランスよく成績をつける旨、注意</p> | | |
|--|--|---|--|--|--|

| | | | | | | | |
|---------------|---------|-----------|--|--|----------------------|--|---|
| 大学改革支援・学位授与機構 | 2018年2月 | 自己点検及び評価等 | <p>1 授業科目において試験答案が保管されていないため、すべての授業科目について適切な方法で試験答案を保管する必要がある。</p> | <p>喚起を徹底した。</p> <p>(2017～2018 年度) 2017 年度の法科大学院教授会、法科大学院 FD ミーティングで周知徹底するとともに、再発防止のための取組を教務委員会にワーキンググループを設置して検討した。 (2018 年度) 2018 年度の法科大学院教授会、FD ミーティングで周知徹底するとともに、再発防止のために、毎学期、非常勤を含め、注意喚起文書を配布することとした。 (2019 年度) 前年度と同様、法科大学院教授会および FD ミーティングでの周知徹底と、全教員への注意喚起文書の配布を毎学期実施した。 (2020 年度)</p> | <p>左記のように、改善を図った</p> | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | □ |
|---------------|---------|-----------|--|--|----------------------|--|---|

| | | | | | | | |
|---------------|---------|----|--|--|----------------|--|-------------------------------------|
| | | | | 前年度と同様、教授会での周知徹底と、全教員への注意喚起文書の配布を毎学期実施した。 | | | |
| 大学改革支援・学位授与機構 | 2018年2月 | 入試 | 2017年度認証評価において、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験の利用における入学最低基準点の設定が適切に行われていなかった。 | 法科大学院入試委員会で検討し、大学改革支援・学位授与機構の指摘に対して、以下の回答を意見書を通じて行った。「本法科大学院においては、適性試験で顕著な成績下位者を合格させない方針を立てその基準を「おおむね下位15%」と定め、願書受付期間にあわせて具体的な基準点を公表していた。本法科大学院においては厳密に「下位15%」とせず、本法科大学院公表の基準点と下位15%との間にある受験生に対しては面接試験において、時間をかけて丁寧にその適性を確 | 左記のように、対応を行った。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input checked="" type="checkbox"/> |

| | | | | | | | |
|---------------|---------|------------|--|---|---------------|--|-------------------------------------|
| | | | | 認することで対応してきた。なお、公表した基準（おおむね下位15%基準）を下回る受験生は合格させていない。現在では適性試験は実施されておらず、それに代わる受験生の評価の手法が各法科大学院に委ねられているが、本学でも貴協会の指摘の趣旨を踏まえ、これまで以上により受験生に対して厳格な評価を行うこととする。」 | | | |
| 大学改革支援・学位授与機構 | 2018年2月 | 学生の科目履修の態様 | 2017年度認証評価時の指摘として、展開・先端科目について、国際法科目及び環境法科目が多数開設され、国際法科目又は環境法科目のみで展開・先端科目の修了要件を充足することが可能とされており、かつ、実際にも国際法科目又は環境法科 | 法科大学院の教務委員会で対応策を検討した結果、2019年度の春学期より、科目の選択時に展開・先端科目の履修科目に片寄りがないように選択することを学生に促すよう、履修指導をルーティン化した（文書を配布して各教員に依頼）。また、 | 左記のように改善を図った。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input checked="" type="checkbox"/> |

| | | | | | | | |
|---------------|-----------|-------------|--|---|---------------|--|--------------------------|
| | | | 目のみで修了要件を充足している学生がおり、学生が多様な分野の科目を履修するよう留意することが必要である旨、指摘を受けた。 | 2019年度履修要綱より、「展開・先端展開科目12単位の履修については、甲群（社会経済法系）・乙群（国際関係法系）・丙群（環境法系）の各群から、それぞれ最低1単位を履修しなければならない」旨記載した（2019年度履修要綱33頁）。 | | | |
| 文科省 | 2018年12月 | 文科省加算プログラム | 2018年度申請の文科省加算プログラムにおいて、「全体構想」の資料作成が要請された。 | 自己点検評価委員会において、パワーポイントの資料（プログラムの工程表）を作成し、申請書に添付した。 | 左記のように対応を行った。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |
| 大学改革支援・学位授与機構 | 2019年2～3月 | 自己点検評価年次報告書 | 2019年2月1日学位授与機構より年次報告書の結果案が送付され（1回目）、以下の指摘を受けた ①適性試験の総受験者の下位から15%を相当程度下回る者を合格させている。 | 教務委員会で対応策を検討し、上智大学の法人部門である上智学院経営企画グループと調整したうえで、①の指摘に対して、意見として「・適性試験の総受験者の下位から15%を | 左記のように対応を行った。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| | | <p>②入学者選抜の競争倍率について、適正に算出するよう是正する必要がある。</p> <p>上記の指摘に対して 1 回目の意見を送付したところ、同年 3 月 15 日付けで①が取り下げられ、②のみとなつた。これに対して、上智から「意見なし」と回答した。</p> | <p>下回っている者を合格させたのは事実であるが、「相当程度下回る」ではなく、単に「下回る」との表現が適切であると考える。</p> <p>・判断力等について は、本学法科大学院としては適格かつ客観的に評価するための対応をしてい る。」との意見を示 した。理由として は、 「本法科大学院におい ては、適性試験で顕著な成績下位者を合 格させない方針を立 てその基準を「下位 から概ね 15%を目安 として設定」するこ ととし、願書受付期 間にあわせて具体的 な基準点を公表して いる。138 点という 水準は下位から 15%</p> | | |
|--|--|--|---|--|--|

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | <p>を下回ってはいるが、142 点までに 86%の受験生が含まれる一方、138 点の場合には 87. 69% と、その差は僅少であり、「相当程度」との表現は適切ではないと考える。</p> <p>本法科大学院においては厳密に「下位 15%」とせず、本法科大学院が公表する基準点と下位 15%との間にある受験生に対しては、面接試験において時間をかけて丁寧にその適性を確認することにより、法科大学院における履修の前提として要求される判断力等を適格かつ客観的に評価すべく対応してきた。なお、公表した基準（「下位から概ね 15%」基準）</p> | | |
|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| | | | <p>を下回る受験生は合格させておらず相応の客観性は維持されている。</p> <p>現在では適性試験は実施されておらず、それに代わる受験生の評価の手法が各法科大学院に委ねられているが、本学でも貴協会の指摘の趣旨を踏まえ、これまで以上により受験生の判断力等を適格かつ客観的に評価できるよう来年度入試に向けて検討を開始している。」</p> <p>を示した。また、1回目の②については、「貴協会の指摘を踏まえた改善を行う。」との意見を示し、その理由として、「本法科大学院においては同一日程試験における既修コース、</p> | | |
|--|--|--|---|--|--|

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| | | | 未修コースの併願者について、既修コースに合格した受験生については未修コースの合格者として取り扱わない旨の方針を立て、これを入試要項において受験生に周知している。本法科大学院の受験生はこれを踏まえて受験しているので、受験生の取り扱い等の公平性を害するものではないが、貴協会の指摘の趣旨を踏まえ、今後は既修コースに合格した併願者が未修コースの合格水準にも達していると判断された場合には、未修コースの合格者として扱う、あるいは従来通りの取り扱いをする場合には当該受験生につき未修コースの受験者 | | |
|--|--|--|---|--|--|

| | | | | | | | |
|-----|---------|------------|---|--|--|--|---|
| | | | | としてカウントしない等の必要な改善を施すこととする。」との理由を明示した。 | | | |
| 文科省 | 2019年2月 | 文科省加算プログラム | <p>2018年度申請の文科省加算プログラムにおいて、以下の指摘を受けた。</p> <p>【各取組について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未修者教育に関する取組について、入学時点における未修者を確保するため、更なる工夫改善を期待する。 ○ 大学の特色ある取組である国際関係法教育や環境法教育に関する取組については、その実施目的に対し、得られた成果の妥当性の検証を進め、内容がより良いものとなることを期待する。 <p>【KPIの設定について】</p> | <p>2019年度の加算プログラム申請に向けて、調査分析を行い、次回の申請に反映することとする。</p> | <p>自己点検評価委員会で左記のような検討を開始し、2019年度10月の申請に反映した。例として、未修者教育において、法学実務基礎I・II等の課外において、共通到達度確認試験に対する課外ゼミ等を行うこととした。この申請については、教務委員会と法科大学院教授会でも検討をして了承を得ている。</p> | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | □ |

| | | | | | | | |
|-----------------------|-------------|----------|--|---|--|---|-------------------------------------|
| | | | ○ 取組と目標設定との関係性が不明確なものや目標値がこれまでの実績等を踏まえて設定されているのか説明が不十分と思われるところがあったことから、次年度以降の実績報告時に補足説明をするか、必要な見直しを期待する。 | | | | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2019 年4月 | シラバス | 2018年度まで、シラバスとして、冊子体の要約印刷版、ワードファイルの詳細版、大学のシステムのLoyola掲載版の3種が存在し、内容の重複が存在した | 重複をなくし、シラバス作成の作業量を減らす必要がある。 | 教務委員会で検討した結果、冊子体シラバスとワードファイル版シラバスを廃止し、大学の教学システムであるLoyola掲載版に一本化した。法科大学院教授会でも承認を得た。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2019 年4月 | 未修者教育の充実 | 文科省加算プログラムの応募において、未修者教育のさらなる充実を図ることを重点項目とするため、教学改革を必要とした。 | 2018年度まで選択科目であった法学実務基礎I・IIでは模擬裁判を実定法科目の授業の進行とは必ずしも連動せずに行っていた点等。 | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次の施策を行った。まず、法学実務基礎I・IIを必修化し、 | <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | | | |
|---|-------------|------|-------------------------------------|---|---|--|---|
| | | | | | 科目内容を、法学実務基礎Ⅰについては模擬裁判をやめて、法的素養の滋養のために法的な文章の書き方の指導に徹するように内容を変える。また、実務基礎Ⅱは、基礎力の定着のために、短答式の過去問や共通到達度確認試験試行試験の過去問を素材として用いるように修正した。さらに、選択科目であった「法律文書作成の基礎」を未修者については1年次の必修科目とした。 | | |
| 法科大学院 協会（文科 省。中教審 法科大学院 特別部会） | 2019 年4月 | 進級要件 | 2019年度から実施の全 国共通到達度確認試験 の利用方法 | 文科省・中教審法科大 学院特別部会及び法科 大学院協会より、全国 共通到達度確認試験の 利用方法について要請 があった。 | 教務委員会で検討 し、法科大学院教授 会で承認を得て、次 の施策を行った。ま ず、未修1年次から 2年次については進 級要件として利用 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | □ |

| | | | | | | | |
|-----------------------|-------------|------|--------------------------|---|--|---|---|
| | | | | | (全国平均点以上を要件)、2年次から3年次についても、より高得点(全国平均点プラス2割程度)の獲得を進級要件として課すこととした。 | | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2019 年4月 | 進級要件 | 進級要件 GPA の引き上げ | 進級要件として他大学では年間 GPA2.0 以上を要件としている等に対して、本学の 1.6 は数値として低すぎるのではないか、との指摘が教務委員会でなされた。 | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次の施策を行った。進級要件の一つの指標である G P A 要件を 1.8 に引き上げて、成績下位の学生をふるい落とし、また自己の法曹への適性について再考を促すきっかけとする。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | □ |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2019 年4月 | 成績評価 | 1・2年次法律基本科目における成績評価方法の変更 | 教務委員会において、左記の法律基本科目において、中間試験を実施してより段階を踏んで成績評価を行うとの提案があった。 | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次の施策を行った。各学期の中間段階で 1 週間、テスト期間を設け、上記対象科目 | <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | □ |

| | | | | | | | |
|-----------------------|-------------|------------------|--------------------|--|--|---|-------------------------------------|
| | | | | | はすべて、期間中の授業日において中間テストを実施することとした。1・2年生に勉強の契機を与えるとともに、「書く」機会を増やし習慣化することを意図した措置。 | | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2019 年4月 | 授業内容・課外学習の内 容 | 司法試験短答試験合格 率の向上 | 本学出身者の短答試験合格率が全国平均を下回っていることについて、入学時の日常の学習段階から対策を講じることの必要性が教務委員会と法科大学院教授会において指摘された。 | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次の施策を行った。 TKCの基礎力確認テストのコンテンツを用いて、憲民刑3科目について定期的に学習用問題を利用して利用して解答させ、平常点評価に用いる。未修1年次については法学実務基礎I・IIの平常点に、2年においては憲民刑3科目の平常点評価に、それぞれ取組状況を10%の | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (実施を 2022年度も継 続予定) | <input checked="" type="checkbox"/> |

| | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------|-------|----------------|---|---|---|---|
| | | | | | 成績評価要素とした。文科省加算プログラムにも組み込んでいる。 | | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2019 年4月 | 入学前学習 | 入学前学習の機会の提供・改善 | 教務委員会と法科大学院教授会において、法学未修者について、実定法の内容に学習前から触れる機会を提供してスムーズに授業に慣れる道筋を作ること、及び、既修者について入学前からの基礎固めの必要性が指摘された。 | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次の施策を行った。憲民刑3科目について、授業の導入部に当たる部分を録画してYoutube限定公開の方法により入学予定者に配信することとした。既修者については、復習用の基礎固め教材を同様の様で配信して、入学後の学習につなげる措置を取った。2020年度からは、Zoomによる録画と配信に移行して実施している。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (実施を2022年度も継続予定) | □ |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2018 年10 月～現 | 正課外学習 | 正課外学習のコンテンツの充実 | 正課の授業の学習を支援する学習コンテンツを作成し、通常の授業 | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 | □ |

| | | | | | | |
|-----------------------|-------------|----------|----------------------------------|---|---|---|
| | 在 | | や入学前学習に利用してはどうか、との指摘が教務委員会でなされた。 | の施策を行った。修了生弁護士に依頼し、民法を初めとする初学者向けの基礎固め講座をDVDに録画し、これを在学生の学習に貸し出すことを行った。その後、このコンテンツをオンライン配信して、修了生の利用もできるようにしている。この取組は2021年度も継続しており、内容のよりいっそうの充実を図っている。 | <input checked="" type="checkbox"/> その他 (実施を2022年度も継続予定) | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2019 年4月 | カリキュラム改訂 | 未修者教育の充実 | 評価項目「教育内容・教育方法」について、法学未修者に対する教育のさらなる充実を図ることの必要性が教務委員会で指摘された。 | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次の施策を行ってきた。経過は以下の通り。 2016年度より、未修1年次の夏休みをしっかりと活用してもらうべく、夏季休暇を利用した集中講義として「民 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 (実施を2022年度も継続予定) |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | 事法実務基礎演習」 (必修、1単位)を新設 した。実務的な視点も 加えながら、長期休暇 でなければできない基 礎固めをしっかりと行う ことを狙いとしていた。 しかしながら、過年度、 夏期集中講義に入る 直前の段階で休学に 入る学生が数名出て おり、集中講義期間前 に提出した学習課題に ついて、翌年度以降ど のように履修をさせる かという、授業運営上 の困難が生じていた。 未修 1 年春学期終了 段階では、民法の学習 の途上であるが故に、 課題として使える素材 が限られる点に起因す るものであった。そこ で、2019 年度からは 「民事法実務基礎演 習」を廃止することと し、休学者が復学した | |
|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | |
|-----------------------|-------------|----------|----------|---|--|--|--------------------------|
| | | | | | 場合には、民法基礎演習を履修させて必修科目に読み替える措置をとることとした。 | | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2019 年4月 | カリキュラム改訂 | 未修者教育の充実 | 認証評価の評価項目であり「教育内容・教育方法」について、法学未修者に対する教育のさらなる充実を図った。 | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次の施策を行った。 2018年度より、従前の「応用訴訟実務」を再編して、「法律文書作成の基礎」を開設した。また、従前科目の履修年次は3年次であったが、「法律文書作成の基礎」は、1・2年次とした。 2019年度入学者より、同科目を未修コースの必修科目とし、単位数を2単位から1単位に変更した。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2019 年4月 | 修了要件 | 修了要件の変更 | 評価項目「成績評価及び修了認定」について、修了要件を見直した。 | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次の施策を行った。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | | | |
|-----------------------|-------------|------|---------|--|---|---|--|
| | | | | | 2019年度入学者より、修了要件を変更した。 ①修了要件単位数 未修コース：合計 101単位【必修72単位、選択必修24単位 (法律基本2単位、 法律実務基礎6単位、基礎法学・隣接4単位、展開・先端12単位)選択5単位】 既修コース：合計67単位【必修40単位、 選択必修20単位(法律実務基礎4単位、 基礎法学・隣接4単位、展開・先端12単位)選択5単位】 ②GPA要件 各年次のGPAが1.8を下回らない。 | () | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2019 年4月 | 進級要件 | 進級要件の変更 | 認証評価の評価項目 「成績評価及び修了認定」について、進級要件を見直した。 | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次の施策を行った。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 | |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|---|-----|--|
| | | | | すなわち、2019 年度入学者より、進級要件を変更した。 ①GPA 要件 各年次の GPA が 1.8 を下回らない。 ②確認試験要件 未修コース： a) 1 年次から 2 年次への進級時：共通到達度確認試験において法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足する。 b) 2 年次から 3 年次への進級時：法科大学院の実施する到達度確認試験において法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足する。 既修コース： 法科大学院の実施する到達度確認試験を受験し、法科大 | () | |
|--|--|--|--|---|-----|--|

| | | | | | | | |
|---------------------------------|---------|-----------|-----------------------------|---|--|--|--------------------------|
| | | | | | 学院教務委員会の定める一定の基準を充足する。 | | |
| 大学改革支援・学位授与機構 | 2019年6月 | 入試 | 入試問題の出題 | 2017年度認証評価において、入学試験と上智法学部の学部期末試験との試験問題の重複の可能性について、確認があった。 | 入試委員会で対応策を検討し、法科大学院で以下のように決定して実行に移した。 入試問題の出題依頼時に、その都度、学部の期末試験の問題との重複のないことの注意喚起を行い、かつ、学部の期末試験を収集したうえで、問題の重複がないことを確認することをルーティン化した。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (実施を2022年度も継続予定) | <input type="checkbox"/> |
| 上智大学法学部教授会 法科大学院教授会 教務委員会 | 2019年6月 | 法曹コースとの連携 | 法曹コース科目の設置・法科大学院との合同開講科目の開講 | ①学部科目の法曹コース「応用演習」設置及び②一部展開先端科目の学部との合同開講 | 上智大学法学部との法曹養成連携協定の締結に関連して、法科大学院として、以下の対応を行った (検討は教務委員会を中心としてて行 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| | | | | い、法科大学院教授会で承認済み) まず、①につき、法曹コース検討委員会(学部・法科合同)にて科目の調整、早期卒業要件等の検討。法曹コース生向けに法学部演習を開設。特に司法試験の時期との関係。会社法後半部分を演習科目として開講。3年秋に開かれている商法演習を学部へ。3年次秋の「民法と要件事実」を法曹コース3年秋へ移転。学部と法科の連結を図るためのクラスとして再配置。 ②につき、学部でも展開・先端科目や基礎法科目を受講できるように学部と講義と重ならないものを合同開講とする。 | |
|--|--|--|--|---|--|

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|---------------------------|---------|------------------|---|---|---|--------------------------|
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2019 年 6 月 | 学習支援・強化 | 自学自習教材の開発 | 学生全体の学力向上のための施策。 | 基礎学力の基本 7 法について、重要な用語の定義等をまとめた自学自習用の教材を作成して学生に配布した。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (法改正に応じてアップデートしている) | <input type="checkbox"/> |
| 上智大学法 学部 法科大学院 教授会 入試委員会 | 2019 年 11 月～12 月 | 法学部との連携 | 法曹養成連携協定の文科省への申請 | 法学部の優秀層を法科大学院に進学するよう誘導し、司法試験合格率の改善を目指す。 申請時の参考資料として、以下の数値を用いている（申請時の附属資料様式 3）。ただし、申請時の定員は 20 名としたが、認可が認められたのは右のとおりである ①－1 法曹コース修了者の法科大学院修了直後の司法試験合格率 (目標値) 50% (合格者 5 名／受 | 文科省に申請した結果、5 年一貫型特別選抜について 8 名、開放型について 2 名の合計 10 名の法曹コースの設置が認められた。その後、入試委員会を中心として、5 年一貫型入試の枠組みの具体的な検討に入った。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | | |
|-----|------------|------------|--|--|---|--|
| | | | | <p>験者 10 名)</p> <p>①-2 法曹コース修了者の法科大学院在学中の司法試験合格率</p> <p>*修了者 20 名中、在学中に合格できなかった 10 名についての記載である。 (目標値)</p> <p>50% (合格者 10 名／受験者 20 名)</p> <p>②①において合格が見込まれる学生の法曹コース修了時の GPA (3 年次早期卒業)</p> <p>法学部開講科目 GPA 3.0</p> | | |
| 文科省 | 2020 年 1 月 | 文科省加算プログラム | <p>委員の所見として、以下の指摘を受けた。</p> <p>【取組区分①-1】</p> <p>○ 昨年度の本委員会のコメントにも適切に対応しており、概ね順調に進捗していると評価できる。ただし、実績値が基準値を</p> | <p>①-1 に関する指摘については、翌年の KPI 値の見直しに反映するように、各項目について分析を行い、修正したものを文科省に提出した。未修者標準年限修了率等については、既に行なった進級要</p> | <p>教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、左記のように対応を行った。</p> | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>下回っている項目については、もう少し丁寧に自己分析をし、必要に応じて改善策を検討することやKPIの適切性の見直しに十分な評価を得ることができず、十分な評価が得られなかつた項目の見直しを適切に実施してほしい。</p> <p>【取組区分①-2】</p> <p>○ 共通指標（修了後1年以内の司法試験合格率）を削除しており、実績について進捗状況が十分であるとの判断ができないため、B評価とする。また、標準修業年限修了率については、未修者の標準修業年限修了率が81.8%であるのに対し、既修者の標準修業年限修了率が33.3%である要因を</p> <p>件の見直し等で対応している。ただ、修了生支援の項目については、2020年4月から修了生向け自習室（四谷研修室）をコロナ禍を理由に閉鎖する等の状況がその生じたため、対応の変更を余儀なくされた。</p> <p>①-2に関する指摘については、未修者・既修者双方の標準修業年限内修了率を比較し検討することとした。</p> <p>【令和元年度（2019年度）評価からの見直し部分について】は、2020年2月初めに文科省に修正し利用を提出した。</p> | | |
|--|--|---|--|--|

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>分析し、改善に努めるべきと思われるとともに、取組状況の具体的な内容や取組により成果が出たものなのか説明が不十分のためB評価とする。</p> <p>【取組区分③】</p> <p>○ 「大学の枠を超えた模擬仲裁・模擬調停・予防法務ワークショップ」については、重要な取組であり、継続的にトップスクールの学生が参加しており、学生アンケートの評価も高いことからS評価とする。また、環境法に関する取組についても、大学の強みを生かした取組であり、順調に進捗していると評価する。</p> <p>【令和元年度（2019年度）評価からの見直し部分について】</p> | | |
|--|--|---|--|--|

| | | | | | | | |
|------------------------------|------------------------|--------------------|--|--------------------------------|---|--|--------------------------|
| | | | ○ 別添の事務局からの指摘を踏まえ、早急に見直していただきたい。 | | | | |
| 大学改革支援・学位授与機構 | 2020年2月～3月 (2019年度) | 重点基準を満たさないおそれのある事項 | 当該法科大学院を修了した者に対する、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合が、全国平均の割合の2分の1に満たないため、重点基準1－1－2を満たさないおそれがある。 | 司法試験の合格率の上昇のための措置を講じることが必要である。 | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次の施策を行っているすなわち、入試における選抜の厳格化、進級要件の厳格化、法曹コースからの進学者受け入れに向けての環境整備等により、合格率の上昇を目指す。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |
| 法科大学院教授会 教務委員会 学生生活委員会 | 2020年3月～4月 | 新型コロナウイルス感染症への対応 | 2020年3月に入り新型コロナウイルス感染症の感染者がキャンパス内でも確認されたため、いわゆる「三密」になりやすい学習環境への対応が求められた。 | 学生の安全な学習環境への配慮が必要となつた。 | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次の対応を行った。 2020年3月17日以降の在学生自習室・修了生自習室(四谷研修室)の利用自粛を強く要請し、自宅での学習を中心とすることを要請した。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------|--|---|---|---|---|---|
| | | | | | 研修室について、既に4月以降の利用申込者に対しては返金処理を財務に要請して対応。自習室も研修室も、対面授業再開まで開室しないことを決定。 | | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2020 年3月 ～5月 | 新型コロナウイルス感染 症による授業開始時期の 遅延・授業方法の変更 | 2020年4月からの緊急 事態宣言発出の可能性 に伴い、授業開始時期 が遅れることが予想さ れた。 | 授業開始時期が遅れる ことから、4月初めか ら授業開始までの間の 学生の学習への対応が 必要となった。 | 教務委員会で検討 し、法科大学院教授 会で承認を得て、次 の対応を行った。 ・新入生（未修）に 対しては、入学前の 事前学習教材を YouTube 限定公開の 形で提供し、複数回 の視聴と視聴確認の レポートの提出を求 めた。新入生（既 修）については、既 に配信済みのオンラ イン学習コンテンツ の視聴とその確認レ ポートの提出を求 めた。なお、上智大学 の授業開始は5月 | <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | □ |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | 25日からとなったが、法科大学院は4月27日よりオンラインでの授業開始を決定した14週の授業を維持。学部等は実質10週)。入学ガイダンスもオンラインで実施した。視聴確認には、毎回簡単な課題を出して提出させることで行うなどとされた。同様の措置を在学生に対しても行い、オンライン上の学習コンテンツを視聴させ、確認レポートを提出させた。 ・全学の方針により、オンライン授業への移行を決定。ただし、ネット環境について学生間に差があるため、リアルタイムでのオンライン授業は全学の方針か | |
|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| | | | | <p>ら不可とされたため、オンデマンドのみとなった。</p> <ul style="list-style-type: none">・学生の質疑応答への対応は、複数回リアルタイムでの質疑応答の機会を設けることや、MoodleやTKCを利用して質問に対応することとされた。・2022年度春学期については、全学の方針により期末試験実施不可（対面・オンラインともに）となつたため、複数回のレポート提出により厳格な成績評価を継続することとした。・学習支援の一環として、従来は対面で行っていたチューター・担任補佐と学生との交流会も、オンラインへ移行。チュ | |
|--|--|--|--|---|--|

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| | | | | ーター自主ゼミもオンラインで実施。 ・4月～5月は緊急事態宣言に合わせ、法科大学院事務室・法科大学院図書室など、大学の各部署・施設が休業した。教授会等も全てオンラインでの実施に移行した。 ・学生のオンライン授業インフラとしてのネット環境についてアンケートの実施を決定。 ・当面の担任補佐配置の停止を決定（修了生弁護士の側のネット対応の状況の考慮）。 ・エクスターーンシップについては、新型コロナウィルスの影響を考え、春学期の派遣要請は中止。官庁のエクスターーンシップ | |
|--|--|--|--|---|--|

| | | | | | | | |
|---------------|-----------------|----|---------------------------|--|---|--|--------------------------|
| | | | | | 普も中止された。しかし、2020年度秋学期は派遣先の受け入れの可否を確認後、2021年2月に実施の運びとなった。その後も2021年度春学期（同年8月）派遣も実施された。 | | |
| 法科大学院教授会入試委員会 | 2020年4月～2021年1月 | 入試 | 新型コロナウイルス感染症対応のための入試方法の変更 | 法科大学院入試について、筆記試験・面接試験等の対面実施を従来どおり行うかどうかの検討が必要となった。 | 入試委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次の対応を行った。 ・2021年7月～9月のAB日程につき、筆記試験は通常どおり実施、面接は完全にオンラインで実施した。Zoom情報やパスコードは事前に受験生と面接担当者に伝え、当日、冒頭より院長から面接担当者に説明して実施した。 ・2021年1月実施 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | | | |
|-----------------------|-----------------------------|------|-----------------------------------|---|--|--|--------------------------|
| | | | | | <p>のC日程では、筆記・面接同日実施のためオンラインでの面接は断念し、面接時間を10分以内とすること等で対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度入試説明会も、3回とも全てオンライン実施のみとした。 | | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2020 年7月 ～2021 年1月 | 期末試験 | 2021年度秋学期に、中間試験・期末試験を対面で実施するかどうか。 | 2020年7月時点では9月下旬からの授業方針（対面かどうか）は不明であったが、厳格な成績評価の観点から、法科大学院は、期末試験について対面での実施を大学当局（学事センター）に求めた。しかし、この要望は通らず、授業もオンライン継続（自習室も閉室のまま）となつたため、授業期間内に中間試験・期末試験をいずれもオンラインで実 | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、左記のように対応した。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | | |
|-----------------------|-------------|-------|---------------------------------|--|--|--------------------------|
| | | | | <p>施することを決定した。そのうえで、オンライン定期試験について、不正行為防止の実施マニュアルや監督上の留意点の文書（オンライン定期試験実施要綱）を作成して教員に配布した。秋学期科目のシラバスの定期試験の実施方法の記載も修正を行った。</p> <p>なお、10月の教育課程連携協議会において、他大学の経験について対応状況を示して頂き、上智でのオンライン試験実施の参考とした（2020年10月教育課程連携協議会議事録参照）。</p> | | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2020 年7月 | 修了生支援 | コロナウイルス感染症対応で修了生自習室の閉室が続く中での支援策 | 四谷研修室も当時の状況では開室することが難しいため、修了生サポートとして、TKCのプランで、一人一年間3,000円弱のものの導 | <p>教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、左記のように対応した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | | | |
|----------------|-------------|---------|-----------------------------------|--|---|---|--------------------------|
| | | | | 入を検討（修了生サポートシステム）。修了生に対して法科事務室から通知をするという機能もあるので便利。9月の短答終了後に一度10名程度で募集をかけ、その後、また改めて募集をするという形で実施した。3名の応募があった。 | | | |
| 法科大学院 教務委員会 | 2020 年9月 | オンライン授業 | 2020年春学期のオンライン授業の現状把握・ 学生の側の評価 | 学生側のオンライン授業に対する受け止め方について、アンケートを実施。 1 オンデマンド授業 (1) 利点 ・聞き直すことができる、聞き逃しても再度聞けるし、分からぬところも考えながら聞くことができる。※リアルタイム授業でも、録画していれば同じかもしれない（2－2－1）。 | 教務委員会で検討し、左記のように分析した結果、秋学期からのオンライン授業に生かすよう、教員に結果をフィードバックした。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none">・自分の都合の良いタイミングで受講できる（自由度がきく）。※上記2つの意見は多い。・ノートをまとめながら受講できる。再生履歴を残すためだけに視聴する人にはいみがないかもとの意見（3-1）。 <p>(2) マイナス面</p> <ul style="list-style-type: none">・集中力が落ちる。頭に入りにくい。※適宜休憩を入れながら聞くことができるでの集中できるとの意見あり（2-9）。・適宜質問できない。※Zoom等を使った質問の機会が設けられていれば、ある程度回避可能（2-3）・板書がないのが不満。 | | |
|--|--|--|---|--|--|

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | (1) 利点 ・双方向の授業ができる。 ・チャットで気軽に質問しやすい。※ただし、逆の意見もあり(→(2) 第2・) ・集中して取り組める。 ・会話形式のほうがオンデマンドより頭に入りやすい(双方向授業と同趣旨か)。 ・他の人の質問と教員のやり取りが聞けるので、その点勉強になる。 ・グループディスカッションができる(ブレークセッションのことかと思われる)。 (2) 課題 ・回線状況が悪い場合に聞き取れない等の問題がある。※録画していれば回避可能 | | |
|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| | | | <p>な問題。</p> <ul style="list-style-type: none">・周りに気を使って発言しにくい（1-17）。※やや意味不明（リアルタイム授業に限った話ではない）。 <p>（3）要望等</p> <ul style="list-style-type: none">・教員側は映像を出してほしい。授業に参加している感覚のため（2-12）。・通常授業とかわらないクオリティーなので不満はない。※但し、反対の意見あり。 <p>3　まとめ</p> <ul style="list-style-type: none">・それぞれ一長一短あり。・リアルタイム授業を望む学生が若干いるが、オンデマンドを望む学生が多い。オンライン授業をするなら、ということで | | |
|--|--|--|---|--|--|

| | | | | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------|-----------|-------------|--|---|---|--|
| | | | | はなく、今後もオンデマンドを継続してほしいというニュアンス。対面授業不要？教員としてはどう考えるか？ | | | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 学生・生活 委員会 | 2020 年10 月～11 月 | 学生生活・施設利用 | 法科大学院図書室の開室 | <p>・2020年5月末の緊急事態宣言解除後、上智大学は学生の入構を事前申請ある場合に限っていた。中央図書館の利用も事前申請必要。</p> <p>・これに対して、法科大学院図書室は自習室閉室後同年10月時点でも閉室を継続。</p> <p>・一方で、学生の学習の資料の利用や教員の研究を考慮して、部分的に開室する必要性も指摘されていた。</p> <p>・そこで、ひとまず月・水・金の13～16時に限って開室する方向で中央図書館と調整。学部・他研究科秋学期一部対面授業のた</p> | <p>教務委員会と学生生活委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、左記のように対応した。</p> | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 | |

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|-----------|-----------------------------|---|--|---|--|
| | | | | めの図書館と利用の緩和に併せて、11月中より開室することとなつた。 | | | |
| 法科大学教 授会 教務委員会 学生・生活 委員会 | 2020 年10 月～ 2021 年4月 | 学生生活・施設利用 | 法科大学院自習室・修了生自習室（四谷研修室）の利用再開 | <p>・2020年秋学期も法科大学院はオンライン授業を継続。学生は自宅で学習。一方で2019年度自習室中心で学習していた学生から利用再開の希望あり。修了生自習室も同様の状況。</p> <p>・自習室の再会を大学当局（総務局）と調整。保健センターの看護師の方より、机の配置を一つおきとすることや、通常はオートロックの入り口を常時開放することで喚起をすることなどを遵守すれば、開室も可能との返答。4月初めよりの開室を決定して利用再開。一方、修了生研修室については、司法試</p> | 教務委員会と学生生活委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、左記のように対応した。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 | |

| | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------|------|--|---|---|--|--------------------------|
| | | | | 験終了後に利用を再開することとした。司法試験直前の学習環境の変更を避けるため。 ・ただし、座席数は一つおきの利用のため、半分しか使えず、休学者の机は修了生の部屋に割り当てることとした。 ・大学当局から、自習室の管理体制についても検討を要請されていた。1年間の閉室前に自習室利用の経験のある未修2年生を中心に、管理者を募って体制を再構築するよう要請、複数の学生から協力の受諾があり、閉室に至った。 | | | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 | 2021 年1月 ～2月 | 進級試験 | コロナウイルス感染症 対応可での共通到達度 確認試験及び上智独自 の進級試験の扱い | 上智大学は2020年9 月下旬以降も対面授業 へは移行せずオンライン授業を継続。教室を 使わない状況が続いた ため、進級試験の実施 | 教務委員会で検討 し、法科大学院教授会で承認を得て、次 のように対応した。 未修1年次の共通到達度確認試験及びこ | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | | | |
|-----|---------|----------------------|---------------|--|--|--|--------------------------|
| | | | | に特段の考慮が必要となつた。 | れを2年から3年の進級に利用する進級試験については、大学当局（学事センター）に許可を願い出て、感染症対策を徹底することを条件に承認され、対面で実施。他方、2年独自の進級試験（基礎論述力確認試験）については、長時間一教室に集まる異なるため、実施を見送らざるを得なかつた。 | | |
| 文科省 | 2021年3月 | 法科大学院公的支援見直し・加算プログラム | 加算プログラムでの指摘事項 | 【取組区分①－1】 ○ 司法試験合格率の2020年度実績値は算出不可であるが、司法試験合格率の2019年度実績値が低い水準にあつたことから、なお一層の工夫改善に努めていただきたい。 【取組区分①－2】 ○ 標準修業年限修了率について、実績値が | 教務委員会で分析・検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次のように対応した。 ・2019年度の加算プログラムの審査結果では、基礎額算定率は70%評価Bであったが、2020年度は60%評価Cとなつ | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| | | | <p>2019年度実績値を下回っているため、今後の実績値上昇に向けて、どのような取組が有効であったのかを分析の上で必要な工夫・対策を講じつつ、取組を着実に実施いただきたい。</p> | <p>た。</p> <p>基礎額算定の考慮要因は、</p> <ul style="list-style-type: none">・直近5年間の司法試験累積合格率・直近5年間の法学未修者の司法試験累積合格率・過去3年の修了後1年目の司法試験合格率・直近の入学者選抜競争倍率・直近の入学者数・夜間開講・地域性である。上智大学法科大学院は夜間開講はしておらず、また首都圏にあるため、地方の法科大学院のように「地域性」を考慮要因として獲得することはできない。直近の入学者選抜競争倍率は概ね2倍を維持しているが、直近の入学者数 | |
|--|--|--|--|---|--|

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| | | | | <p>では、2019 年度 40 名で定員を充足したが、2020 年度は 24 名の入学にとどまったく。これは、入学者の質を重視して入試の合格者数を絞った結果である。</p> <p>他方で、司法試験累積合格率等の最初の 3 つの指標は、いずれも低迷していることは否定できない。法曹コース 5 年一貫型入試が始まりこれらの学生が受験するまで、この傾向が大きく変わることはないと予想される。</p> <p>一方で、加算率については 2019 年度の評価は B で加算率 5% であったのに対し、2020 年度は評価 A で 15% となった。国際仲裁 ADR や環境</p> | |
|--|--|--|--|---|--|

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| | | | | <p>教育といった本学の特色ある教育プログラムは相変わらず高い評価を得ることができ、結果として、基礎額算定率は60%だったが、加算率が15%と上昇したため、全体として75%の配分率となり、前年度と同じ配分率に落ち着いた。</p> <p>法曹コースの取組み等により司法試験合格率を大きく改善することに引き続き注力するとともに、特色あるプログラムによる更なる加算を目指すこととする。よりいっそうの強化策としては、修了生に対する支援として、オンラインで利用可能な学習コンテンツの充実や、コロナ禍での修了生自習</p> | |
|--|--|--|--|---|--|

| | | | | | | | |
|---------------|-----------|---------------------------|--------------------------------|------------------------------|--|---|--------------------------|
| | | | | | 室の利用再開等、できる支援策を拡充していく。 ・標準修業年限内修了率については、成績不振による留年ばかりではなく、疾病による休学や、経済的理由による休学から退学に到る事例など、一概に本人の努力でどうにかなるというものでないケースも少なくない。このような事情から修了年限が遅れるものについて、標準修業年限内修了率に現れる洗ことは避けられない。学生本人の事情を面接等でこまめに把握していくことで対応することとした。 | | |
| 大学改革支援・学位授与機構 | 2021年2～3月 | 自己点検評価・重点基準を満たさないおそれのある事項 | ①当該法科大学院を修了した者に対する、当該法科大学院の修了を | ①について、司法試験合格率上昇のための措置が必要である。 | 教務委員会を中心として検討し、法科大学院教授会で承認 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | | | |
|--|-----------------------|------------|---|---|--|---|--------------------------|
| | (2020年度) | | <p>受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合が、全国平均の割合の2分の1に満たないため、重点基準1-1-2を満たさないおそれがある。</p> <p>②行政法を担当する専任教員が配置されていないため、重点基準8-2-2を満たさないおそれがある。</p> | <p>②について、行政法専任教員の配置が必要である。</p> <p>②について意見申立てを行つたが、原案通りとなつた。</p> | <p>を得て、次のように対応を図ることとした。</p> <p>①につき、入試における選抜の厳格化、進級要件の厳格化、法曹コースからの進学者受け入れに向けての環境整備等により、合格率の上昇を目指す。</p> <p>②について、学部所属教員から法科大学院専任教員への配置換えを行つた。</p> | <input type="checkbox"/> その他 () | |
| 法科大学院教授会 入試委員会 上智大学法学部法曹コース運営委員会 | 2020年11月～ 2021年10月 | 法曹養成連携協定関連 | 2022年4月からの法曹コース出身者の法科大学院既修コースへの受け入れのための新たな入試区分の設定 | 2019年度中に上智大学法学部と上智大学同法科大学院との間で、法曹養成連携協定を締結し、2020年4月より同法学部に法曹コースを設置した。同時に、2023年度からの司法試験在学中受験に対応した、法曹コース出身者を受け入れる新たな入試区分を設ける必要が | 入試委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次のように対応した (法学部法曹コース運営委員会とも調整済み)。5年一貫型特別選抜入試につき、2021年9月4日の一般入試B日程第1次試験と同日に志願者の面接を行う | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | | | |
|--|-----------------------------|------------|---|---|---|--|--|
| | | | | 生じた。 | こととし、B日程第1次試験の合格発表に併せて合否を発表することとした。詳細は、2021年度法科大学院入試要項を参照。5年一貫型特別選抜で10名の志願者に対して8名の合格、開放型で1名の合格を得た。その後、開放型1名は他大学進学を表明して入学を辞退したものの、5年一貫型の合格者は全員入学手続をした。 | | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 上智大学法 学部法曹コ ース運営委 員会 | 2020 年4月 ～2022 年3月 | 法曹養成連携協定関連 | 2022年4月からの法曹コース出身者の法科大学院既修コースへの受け入れ、及び、2023年7月の司法試験在学中受験に対応した新カリキュラムの制定 | 2019年度中に上智大学法学部と上智大学同法科大学院との間で、法曹養成連携協定を締結し、2020年4月より同法学部に法曹コースを設置した。同時に、2023年度からの司法試験在学中受験に対応した、法曹コース出身者 | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次のように対応した。在学中受験を目指す学生と、従来どおり修了後受験を目指す学生双方に対応した新カリキュラムを策定し、未修者について | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------------|-------------------|--|--|--|--------------------------|
| | | | | を受け入れる新カリキュラムの検討が必要となつた。 | では2021年度から、既修者については、2022年度4月から適用することとした。詳細は、2022年度法科大学院履修要綱及び別添の「2021年度開始の法科大学院新カリキュラムの骨子(認証評価資料)」を参照。 | | |
| 文科省 | 2021年10月～2022年1月 | 法曹養成連携協定関連 | 法曹養成連携協定関連の改訂について | 2021年度より開始した新カリにおいて刑事訴訟法基礎Ⅱを新たに設けたところ、法曹養成連携協定締結時にはなかった科目であるため、連携協定の学部科目と法科大学以下木の組み替え表の修正が必要である旨、文科省より指摘を受けた。また、法学部・法科大学院の合同開講科目について、法学部法曹コース生の先取履修を認め | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次のように対応した(法学部法曹コース運営委員会とも調整済み)。 法曹養成連携協定の別表を修正して学部・法科大学院の合同教授会で決議をした後、法科大学院教授会でも同様の議決を行って連携協定について修正をした | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | | | |
|---------------------------------|--------------|------------------------|------------------------|---|---|--|--------------------------|
| | | | | るべきところ、連携協定の別表の記述が十分ではなかったことが判明した。 | 後、2021年1月下旬に、文科省に修正に届出を行った。 | | |
| 法科大学院教授会 教務委員会 法曹コース運営委員会 | 2021年10月～11月 | 法曹コース出身者の法科大学院入学に対する対応 | 上智大学大学院学則・法科大学院履修規程の改訂 | 法曹コース出身者の単位認定に関して、学則18条・21条の3、大学院履修規程6条・8条の改正の必要が生じた。 | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次のように対応した。 他大学から開放型入試で入学した者は、法科大学院履修規程8条に基づき各年度において44単位まで履修可能だが、本学法曹コース出身者のような単位認定に関する優遇は受けられない。他大学法曹コース出身者が一般入試で入学した場合、「準ずる者」に認定されなければ44単位までの増加措置の適用はなし。 また、専門職大学院設置基準21条1項および22条1項 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | | | |
|---|--------------------------|------------|-----------------|--|---|--|--------------------------|
| | | | | | <p>によれば、設置基準上、既修者認定と、法曹コース出身者の先取り履修を除けば、学部の単位を認定することはできない（入学前単位も在学中の履修もできない）ことが判明した。</p> <p>これらの事項に対して法科大学院履修規程等、関連する規程の箇所の改訂を行った。</p> | | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 法曹コース 運営委員会 | 2021 年10 月～11 月 | 法曹養成連携協定関連 | 法曹コース出身合格者の単位認定 | <ul style="list-style-type: none"> ・連携協定締結時に、 ①憲法基礎(4)、民法基礎 I～IV (4+3+2+1)、刑法基礎(4)、商法基礎(4)、民事訴訟法基礎(4)、刑事訴訟法基礎（旧カリ、2）の一括認定、 ②行政法基礎(2)、英米法(2)、法哲学(2)について個別の単位認定で合意済。③共同開講 | <p>教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、左記のように必要な対応と修正を行ったが、さらに次のような課題が残ることが確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残課題は以下のとおり。①刑事訴訟法基礎の読み替え変更（協定変更 or 法科 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | | |
|---|----------------------------------|------------|--|---|---|--|
| | | | <p>科目については学部単位と法科単位のどちらかで認定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年一貫型特別選抜入学者、開放型入学者で本学法曹コース出身者については上記協定に従って入学時に単位認定（刑訴については要変更で審議） ・他大学出身の開放型入学者（本年度は0）については連携協定がないので一般の既修者として扱う。行政法基礎は必修で、英米法、法哲学も選択科目として履修。 | <p>としての単位認定）、④いわゆる「準ずる者認定」合格者の扱い。とくに本学法曹コース出身者の扱い、⑤個別免除科目と共同開講科目の単位認定申請の時期と手続。</p> <p>以上の課題については、11月の法科大学院で審議し、承認された。</p> | | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 法曹コース 運営委員会 | 2021 年11 月～ 2022 年1月 | 法曹養成連携協定関連 | 司法試験選択科目に関する履修科目（展開・先端科目）の配当年次の変更 | 司法試験の在学中受験の要件に、司法試験選択科目についての履修科目4単位の単位取得が必要となるため、現在一部の科目は3年次配当とされてため、修正が必要となった。 | <p>教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、次のように対応した。</p> <p>倒産法、経済法、知的財産権法、租税法、環境法、国際関係法（公法系）、国</p> | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () |

| | | | | | | | |
|---|----------------------------------|------------|--|---|--|---|--------------------------|
| | | | | | 際関係法（私法系）に関するすべての科目について、配当を2・3年次に変更した。 | | |
| 法科大学院 教授会 教務委員会 法曹コース 運営委員会 | 2021 年11 月～ 2022 年1月 | 法曹養成連携協定関連 | 法曹コース出身者の2年制コース（既修）受け入れと司法試験在学中受験に関する法科大学院履修規程等の改訂 | 法曹コース出身者、及び「準ずる者」等、司法試験の在学中受験に関する部分の履修規程等の変更が必要になった。 | 教務委員会で検討し、関連する規程の条項について必要な修正を行い、法科大学院教授会で議決、承認した（法学部法曹コース運営委員会とも調整済み）。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |
| 文科省 | 2022 年1月 ～ | 文科省加算プログラム | 全体における意見所見 【取組区分①-1】 ○ 未修者司法試験合格率について、2021年実績値が、基準値や過去の実績値を下回っているため、合格率を上昇させるための取組を検討の上、必要な工夫・対策を講じていただきたい。 ○ 未修者司法試験合格率（修了後1年以内）は、目標値を達成しているが、受験者数が前年の | ・2022年度からの法曹コース修了者の既修への進学に伴い、未修者の教育を強化するため、従来の法学実務基礎I（春・2単位）・II（秋・2単位）を再編し、秋学期に憲民刑の復習をしつつ文章作成力の強化を図る目的で、新たに法学実務基礎A（春・1単位）・法学実務基礎B（秋・2単位）をおくこととし | 教務委員会を中心として左記のような分析を行い、必要な取組を継続する予定である。 | <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>半数の4人、合格者も1人にとどまっているため、未修者教育を活性化させ、合格者を増やすための取組を検討の上、必要な工夫・対策を講じて検討していただきたい。</p> <p>○ 未修者標準修業年限修了率は、2019年実績値は基準値の2倍を超える実績となる一方、その後下がり続け、目標値を割り込むなど状況が不安定である。入学者選抜を含め未修者学生の質の管理に課題があると考えられることから、早急に、現在の学生の学力状況を詳細に把握・分析し、必要な改善策を講じていただきたい。</p> <p>○ 共通到達度確認試験の未修1年次生の受験者の内、合計点で6割以上の得点を獲得した受験者の割合は、他律的要因もあるものの、基準値</p> <p>た。</p> <p>・未修者司法試験合格率の向上のため、共通到達度確認試験の受験要件化や、短答試験の合格率を向上するための取組として、TKCの基礎力確認テストを用いた択一式問題に学生を慣れさせる措置を、加算プログラム開始後継続して行ってきた。</p> <p>2020年度（2021年1月）の共通到達度確認試験においては、未修1年の学生は、後述するように健闘したといえる結果を残している。少なくとも、2021年度入学の1年生については十分な学力を備えた学生が少なくなく、上記の取組を継続することで、よりいつそうの実力向上が期待できる。ただ、一方</p> | | |
|--|--|---|--|--|

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>及び 2020 年実績値を大幅に下回っているため、実績値上昇に向けて、どのような取組が有効であったのか分析の上で、必要な工夫・対策を講じつつ、着実に実施いただきたい。また他律的要因で学生がキャンパスに集まれず学習グループの形成が困難だったことを理由に挙げているが、他の法科大学院でも抱えた共通環境でもあることを踏まえ、きめ細かい学生支援の在り方を検討、推進すること。</p> <p>で、留学生の中に明らかに当初から学習意欲が極めて乏しい学生があり、意欲のある学生との間に落差を生じている。2022 年度の新入生では留学生の比率は下がるが、注視していく必要がある。</p> <p>・未修者標準修業年限修了率</p> <p>2022 年度入試においては選抜基準を厳格化し、より精選して合格とする措置をとった。また、奨学金による入学の誘導も、上位で入学辞退者が出ても残りの合格者に補欠として割り当てる措置は行わなかった。入学手続者に占める留学生の人数は、コロナ禍の入国困難の影響もあり、減少している。前述の法学実務基礎の再編等によ</p> | | |
|--|--|---|--|--|

| | | | | | | | |
|-----|---------|------------|-------------------------|--|-------------------|---|--------------------------|
| | | | | り、標準修業修了年減率の向上が期待できると考える。 ・2021年1月の共通到達度確認試験においては、上智の未修者1年の受験生7名のうち、4名が全国平均点110.1点を超える得点を得た。総得点175点の6割である105点を超えた者は7名中4名であり、約57%の数値となる。特に、最上位の学生は155点という高得点であった。これは、全国での最高得点160点の次の得点であった。これは、共通到達度確認試験受験のために2021年度に取ってきた対策が功を奏した結果であると考える。 | | | |
| 文科省 | 2022年1月 | 文科省加算プログラム | 全体における意見所見 【取組区分①-2】 | ・既にこの文書の複数の箇所で触れたよう | 法学部の法曹コース運営委員会と調整 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 | <input type="checkbox"/> |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ～ | <p>○ 2022年度より、法曹養成連携協定による法曹コースから法科大学院への進学者が出ることとなるが、当該制度の趣旨に沿うよう、着実に取り組んでいただきたい。</p> <p>○ 司法試験合格率は2019年:11.5%、2020年:10.8%、2021年:11.7%と基準値である14.75%を3年連続下回っており、必ずしも順調に進捗しているとは言えない。実績値上昇に向けて、どのような取組が有効であったのか分析の上で、必要な工夫・対策を講じつつ、取組を着実に実施いただきたい。また、法学部の優秀層の自大学法科大学院への入学に期待する流れは理解するものの、期待的記述にとどまっていることから、優秀な学生の能動的</p> | <p>に、法曹養成連携協定の事項の整備は2022年1月末の時点ではほぼ完了しており、順調に推移している。</p> <p>・民間の司法試験模試の結果（2020年12月実施・短答試験）では、本学出身の受験生は全国平均に近い（マイナス0.5ポイント程度）成績を示しており、短答試験の通過率の向上は期待できそうである。これは、授業の平常点評価に担当形式の出題を繰り返す措置を2018年度以降取り組んできたことの結果が現れ始めていると考えられる。また、2022年度入試では、特に5年一貫型特別選抜枠で上智大学の法曹コースから最上位の優秀層が入学手続をとり、</p> | <p>しつつ、左記のような状況にあることを教務委員会で分析のうえ、法科大学院教授会で情報共有をしている。。</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> |
|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | |
|-----|----------|------------|---|---|---|---|--------------------------|--|
| | | | な判断のみに頼らない取組についても検討すること。 | さらに、法曹コースに準じる教育を受けた4年生も既修で入学する予定である。これらの学生の入学の選択は、法学部と法科大学院の連携が機能していることの証左であると言える。 | | | | |
| 文科省 | 2022年1月～ | 文科省加算プログラム | 全体における意見所見 【取組区分③－1】 ○ ワークショップ参加者数は、参加校数について、目標値を下回っており、前年度からの増加はあるものの水準が低く、アンケートを中心とした説明にとどまっているため、目標値達成に向けて工夫・改善を講じること。 | 2020年度のワークショップの開催時期はコロナ禍最初期に当たり急遽オンラインでの開催に変更されたため、参加校・参加人数ともに伸び悩んだ。これに対して、2021年度（2021年2月）は、対面とオンラインの併存方式（ハイフレックス）で行い、参加者数・参加校数とも順調に進捗した。指摘は参加人数が少ないとのことだが、このようなコロナ禍の中であるにもかかわらず、対面とオ | 教務委員会で検討し、法科大学院教授会で承認を得て、引き続き、取組を継続する予定である。 | <input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () | <input type="checkbox"/> | |

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| | | | <p>ンラインのハイブリッドで実施される大学を超えた実践型イベントに、これだけの人数が集まっていることが高く評価されるべきである。次回は 2022 年度 3 月初旬に開催されるが、コロナ第 6 波でかつ非常に感染力がより高いオミクロン株の猛威の中、対面でのプログラムを実施すること意義は少なくない。</p> <p>別途 [分析項目 2－3－3] に関連した実施した修了生弁護士のアンケートでは、国際仲裁 ADR につき、「代理人の立場に立って主張を組み立てるという法律家にとって必要な思考のプロセスを体感することができました。この授業では、短期間ではありますが、チームの中でディスカ</p> | | |
|--|--|--|---|--|--|

| | | | | | | |
|---------------|---------|--------------------|--|--|---|--|
| | | | | ツションながら主張をブラッシュアップしていました。現在の仕事でも、事務所内でディスカッションをしながら事件を進めることとしているため、多くの事件について主張が独りよがりなものにならず、ある程度客観的な視点をもち、自らの主張の弱点を意識して主張立証ができているため、事件の見通しと結論が乖離することが最小限にとどめられているように思います。」とのきわめて肯定的な意見を頂いていることを付記しておく。 | | |
| 大学改革支援・学位授与機構 | 2022年2月 | 重点基準を満たさないおそれがある事項 | 学位授与機構・年次報告書で以下の指摘を受けた。5年の調査期間中に実施される司法試験について、調査を実施する年度の前年度の末ま | 加算プログラムに示した取組の効果を検証する。 | 教務委員会で分析を行い、法科大学院教授会で対応を検討中であるが、まずは引き続きこれまでの取組を地道に継続す | <input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 () |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|----|--|--|
| | | での 5 年間に当該法科大学院を修了した者に対する、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合が、全国平均の割合の 2 分の 1 に満たないため、重点基準 1－1－2 を満たさないおそれがある。 | | る。 | | |
|--|--|--|--|----|--|--|

※指摘事項、意見など、自己点検・評価において、改善・向上等の対応措置が必要と確認された事項すべてについて記載してください。

※「組織の名称」の欄は、自己点検・評価委員会、教授会、F D 委員会等の組織の名称を記載してください。

※「年月」の欄は、自己点検・評価において確認された年月を記載してください。

※「計画の進捗状況」の欄は、該当する状況に☑してください。

※「前回評価の指摘事項」の欄は、本評価時に「改善すべき点」として指摘された事項に該当する場合、☑してください。

基準2-3(重点評価項目) 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

分析項目2-3-1 修了者(在学中に司法試験を受験した在学生を含む。)の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること

【分析の手順】

・直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率を算出し、全法科大学院の平均合格率と比較して適切な状況にあることを確認する。

・上記手順において適切な状況にあるとは言えない場合は、直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率と当該法科大学院が自ら目標として設定している合格率を比較し、適切な状況にあることを確認する。

・法曹養成連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を受けている場合は、特別選抜により連携法科大学院に進学した認定連携基礎課程からの進学者(法学部3年次終了後に早期卒業により法学既修者として入学した者や、それ以外の者も含む。)の司法試験の合格率についても算出し、法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率と比較し、適切な状況にあることを確認する。

司法試験の合格状況(別紙様式2-3-1)

各年度における司法試験合格状況

| 司法試験実施年度 | 受験者数 | | | 合格者数 | | | 合格率 | | | 基準ごとの分析を行った際に比較した合格率 | |
|--------------|-------|-------|-----|-------|-------|----|--------|--------|--------|----------------------|-------------|
| | 法学未修者 | 法学既修者 | 計 | 法学未修者 | 法学既修者 | 計 | 法学未修者 | 法学既修者 | 計 | 数値 | 数値の説明 |
| 令和4(2022)年度 | 20 | 25 | 45 | 5 | 1 | 6 | 25.00% | 4.00% | 13.33% | 12.40% | 過去5年間の平均合格率 |
| 令和3(2021)年度 | 31 | 29 | 60 | 3 | 4 | 7 | 9.67% | 13.79% | 11.66% | 12.05% | 過去5年間の平均合格率 |
| 令和2(2020)年度 | 38 | 36 | 74 | 6 | 2 | 8 | 15.78% | 5.55% | 10.81% | 12.04% | 過去5年間の平均合格率 |
| 令和元(2019)年度 | 47 | 49 | 96 | 2 | 9 | 11 | 4.25% | 18.36% | 11.45% | 12.89% | 過去5年間の平均合格率 |
| 平成30(2018)年度 | 52 | 70 | 122 | 10 | 8 | 18 | 19.23% | 11.42% | 14.75% | 14.53% | 過去5年間の平均合格率 |

上記のうち、法曹養成連携協定の特別選抜枠による進学者に係る状況 ※令和4年度は対象外

| 司法試験実施年度 | 受験者数 | 合格者数 | 合格率 | 法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率 |
|--------------|------|------|-------|--------------------------|
| | | | | 法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率 |
| 令和4(2022)年度 | ※ | ※ | ※ | |
| 令和3(2021)年度 | 0 | 0 | 0.00% | |
| 令和2(2020)年度 | 0 | 0 | 0.00% | |
| 令和元(2019)年度 | 0 | 0 | 0.00% | |
| 平成30(2018)年度 | 0 | 0 | 0.00% | |

(注) 1. 自己評価書提出時点では、評価実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。

※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。

2. 「受験者数」、「合格者数」欄には、司法試験が実施された各年度における、下記の状況が分かるよう記入してください。

・5年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験を合格した者の割合

3. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値(小数点第5位を切り捨て)が自動表示されます。

(例: 合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \cdots \approx 0.1756$ となり、『17.56%』で表示されます。)

4. 「基準ごとの分析を行った際に比較した合格率」欄には、分析を行った際に比較した合格率の数値と、数値の説明(全法科大学院の平均合格率、

当該法科大学院の過去5年間の平均合格率等)を記入してください。

修了年度別修了者における司法試験合格状況

| 修了年度 | 修了者数 | 合格者数 | | | | | | 合格率 | |
|--------|------|----------|-------|-------|-------|-------|---|--------|--|
| | | 司法試験実施年度 | | | | | | | |
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 計 | | |
| 令和3年度 | 19 | | | | | 3 | 3 | | |
| 令和2年度 | 16 | | | | 2 | 1 | 3 | | |
| 令和元年度 | 17 | | | 2 | 2 | 1 | 5 | | |
| 平成30年度 | 16 | | 3 | 2 | 1 | 0 | 6 | | |
| 平成29年度 | 31 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 9 | 26.26% | |

(注) 1. 自己評価書提出時点では、評価実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。

※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようしてください。

2. 「修了者数」欄には、司法試験を受験しなかつた者を含めて、当該年度に修了した者の人数を記入してください。

3. 「合格者数」欄には、各修了年度における修了者のうち、司法試験に合格した者の人数を記入してください。

基準2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目2-5-1 教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること

【分析の手順】

- 教員の任用や昇任等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準を定めていることを確認する。
- 採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- 教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）

| 採用 | 分類 | 令和4年度 | | | | 令和3年度 | | | | 令和2年度 | | | | 令和元年度 | | | | 平成30年度 | | | | | |
|----|------|---------|-----|----|-----|-------|-----|----|-----|-------|-----|----|-----|-------|-----|----|-----|--------|-----|----|-----|----|----|
| | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | | |
| 採用 | 専任教員 | 研究者 | 研・専 | | 1 | | | 2 | | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| | | 実務家 | 実・専 | | 1 | | | 1 | | | | 1 | | | | | | | 1 | | | | |
| | | 実務家・みなし | 実・み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 兼務研究者 | 専・他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 兼務実務家 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 兼担教員 | 兼担 | 1 | 1 | | | | 2 | | | | | | | | 1 | | | | | | |
| | | 兼任教員 | 兼任 | | | 2 | | | | 3 | | | | 3 | | | | 3 | | | 6 | | |
| | | 合計 | | 1 | 3 | 2 | 0 | 3 | 2 | 3 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 6 | 0 |
| 昇任 | 専任教員 | 分類 | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 |
| | | 研究者 | 研・専 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 実務家 | 実・専 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 実務家・みなし | 実・み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 兼務研究者 | 専・他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 兼務実務家 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 兼担教員 | 兼担 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| | | 兼任教員 | 兼任 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 合計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注) 1. 評価実施年度の5月1日現在で記入してください。

2. 「専任教員」欄の「実・み」については実務家みなし専任教員（年間4単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者）数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員数を記入してください。

基準2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目 2-5-2 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること

【分析の手順】

- 教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。

教員評価の実施状況（直近3回程度）（別紙様式 2-5-2）

| 評価実施年度 | 評価対象者数 | 評価結果の概要 |
|--------|--------|--------------------|
| 令和3年度 | 7人 | 教員活動推進奨励手当支給対象者：0人 |
| 令和2年度 | 7人 | 教員活動推進奨励手当支給対象者：0人 |
| 令和元年度 | 9人 | 教員活動推進奨励手当支給対象者：0人 |

基準2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目2-5-3 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施していること

【分析の手順】

- FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）及び実施状況（教員参加状況を含む。）を確認する。FDの実施に当たっては、教育課程方針に則した授業及び成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

FDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-3）

| 取組 | 主催 | 実施内容・方法 | 参加者数 |
|---------------------------------|--------------|--|------------------|
| オープン授業（2018春、 2018/5/21～6/1） | 自己点検評価・FD委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・オープン授業の期間を設定し、授業の相互見学を実施している（全教員が全教員の授業を参観可能）。時間帯等により参観が偏ることもありうるため、割当表による割当も行っており、参観した者については、報告書の提出を求めている。 ・民法基礎I、刑法基礎、憲法、民法I、商法I、民事訴訟法I、刑法、刑事法（総合）、ビジネス法基礎、労働法I、倒産処理法、国際法基礎、国際取引法の現代的課題、環境法政策、環境訴訟、環境刑法について割り当てを行った。 | 16名 |
| FDミーティング（2018春、 2018/6/20） | 自己点検評価・FD委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度に行われたオープン授業に対する報告書、アンケートの数値結果について各教員に配布されていること等の確認ののち、記述式アンケートの全データが教員に回付され、目につく事項について取り上げられ、また対象となっている教員からの聞き取りがなされた。 | 38名 (うち非常勤3名) |

| | | | |
|-------------------------------------|--------------|---|-------------------|
| | | <p>評価の高い授業、改善を要する授業、<u>授業外も含めた学習効果を高めるための工夫</u>について、意見交換がなされた。</p> <p>また、授業の予習復習、その他全般に関する感想として、学習態度や学習効率の点から、全般的に各教員の気づきについて聴取が行われた。</p> | |
| オープン授業 (2018 秋、 2018/10/15～26 日) | 自己点検評価・FD委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・オープン授業の期間を設定し、授業の相互見学を実施している（全教員が全教員の授業を参観可能）。時間帯等により参観が偏ることもありうるため、割当表による割当も行っており、参観した者については、報告書の提出を求めている。 ・民法基礎Ⅲ、商法基礎、行政法、民法Ⅱ、民事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法（※2名）、法哲学、経済法Ⅱ、環境法基礎、自然保護法 | 11名 |
| FD ミーティング (2018 秋、 2018/12/12) | 自己点検評価・FD委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・冒頭法科大学院長より、アンケート全体に対する所感・総合アンケートのコメントへの意見表明が促され、FD委員長より、春学期アンケートで対応可能な点として 2019 年度春学期の月曜日カリキュラムについて改善がなされた旨のコメントがなされた。 ・<u>その後、議題としての司法試験問題の授業における活用方法について、2名の教員から報告される。国際私法では模範答案を示して写すタイプの演習が行われていること、刑法関係の授業においては論点が絞られていることもあり、非常に重要な頻度も高い論点について、個別の学生の弱点を踏まえた添削を伴う授業を行っていることが報告された。それぞれの長所・短所について質疑があり、授業の種類によってはいわゆる「写経」トレーニングを行うことも有益であるとの意見も見られた。</u> | 36名 (うち非常勤 2名) |

別紙様式2－5－3

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻

| | | | |
|------------------------------------|--------------|---|------------------|
| オープン授業 (2019年春、 2019/5/24～6/14) | 自己点検評価・FD委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・オープン授業の期間を設定し、授業の相互見学を実施している（全教員が全教員の授業を参観可能）。時間帯等により参観が偏ることもありうるため、割当表による割当も行っており、参観した者については、報告書の提出を求めている。 ・割当科目：憲法基礎、行政法基礎、民法基礎Ⅰ、刑法基礎、商法Ⅰ、民事訴訟法Ⅰ、刑法、公法（総合）、民事法（総合）、刑事法（総合）、法曹倫理、訴訟実務基礎（刑事）、会社法と実務、法と経済学、西洋法制史、労働法Ⅰ、スポーツ・エンタインメント法、国際家族法、環境法基礎、環境法政策、環境訴訟 | 21名 |
| FDミーティング (2019春、 2019/6/26) | 自己点検評価・FD委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・FD委員長より、前学期の成績分布につき各教員に配慮いただいたことについて謝辞があり、その後総合アンケート中のコメントへの意見提示が促された。 ・FD委員長より、特に春学期アンケートにおいて特徴的に感じられたコメントとして、レジュメの使い方とアウトプット（答案練習）についての要望が増えていることが指摘された。 ・ミーティング前半においては、レジュメに最近の改正や判例、実務上の問題点などを盛り込んでいる事例と、基本的論点や典型的な事案に絞り込んでレジュメに沿った授業をしている事例それぞれについて、担当の教員から実情が報告された。 ・後半においては、学生が書く作業を増やしてほしいと要望していたことをも反映して、制度化されている中間試験について、各教員からの感触の聞き取りが行われた。論文形式で書きやすいように、小問で誘導するほか、出題する論点について事前にちょうど同じ論点の展開の仕方などを示して置くことで、比較 | 34名 (うち非常勤1名) |

| | | | |
|--------------------------------------|--------------|--|------------------|
| | | <p>的「型」に沿った答案が書けるのではないかという示唆があり、また、1年生については文書作成の強化によって論述力が上がっている可能性があるという指摘があった。特に2年生については、書ける学生と書けない学生の二極分化が著しいという指摘、および中間テストは学生に論述力についての危機感を持つもらうための試みであるから、なるべく早期に学生に実情が伝わるようなスケジューリングが望ましいという意見が示された。</p> | |
| オープン授業(授業見学、2019年秋、2019/10/14～10/25) | 自己点検評価・FD委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・オープン授業の期間を設定し、授業の相互見学を実施している(全教員が全教員の授業を参観可能)。時間帯等により参観が偏ることもありうるため、割当表による割当も行っており、参観した者については、報告書の提出を求めている。 ・割当科目：民法基礎Ⅱ、民法基礎Ⅲ、商法基礎、民事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法、刑法基本演習、刑事訴訟法基本演習、訴訟実務基礎(民事)、公共法務演習、比較法、法哲学、社会法基礎、民事執行・保全法、自然保護法 | 14名 |
| FDミーティング(2019秋、2019/12/11) | 自己点検評価・FD委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回のミーティングでは、総合アンケートから学生の要望をピックアップし、全体としてどのようにレジュメや講義、復習、ペースメーリングとしての試験が組み合わさっていくべきについての資料を作成したうえで、主として「望ましいレジュメの作り方について」を議題に設定した。 ・学生の要望からは、予習に使いやすいレジュメ、情報の集約の助けになるレジュメという意見が上がっていたが、授業形式や学生の学修の深度によってレジュメの方式には様々なものが | 33名 (うち非常勤0名) |

| | | | |
|-----------------------------------|--------------|--|-----|
| | | <p>あるところから、各教員にどのタイプのレジュメを作っているかの聞き取りを行った。資料を集めたタイプのもの、事例問題を冒頭に置き、ここから論点を演繹・展開して整理させるタイプのもの、パワーポイントタイプのもの、穴埋めをさせるものの4つに分けたが、いずれのレジュメを作っている教員も同数程度存在した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員からは、論点を理解させるためには、事例問題を題材として、これを解くために必要な基礎知識や論点を導き出すための小問を並べて置き、順に解かせていくタイプの教材が良いのではないか（ただし、それを解くための知識が入っていることは前提として授業する）という意見が複数でた。また、そうしたレジュメを配る場合には、事後的にそうした問題を解くためのフォローアップとなるレジュメをセットで配することがよいとされた。 もっとも、前提となる知識があやふやな学生が多いことも認識されており、授業タイプによって望ましいレジュメのタイプも異なりうるとされた。 <u>・討議後、法科大学院長から、5年一貫となることを見据えたカリキュラム編成について、3年次後期の科目を2年次に移すこと、2年次必修科目について見直しをすることなど、いくつかの方向性を視野に入れて検討をいただきたいことが伝達された。</u> | |
| オープン授業(授業見学、2020年春、2020/5/27～6/9) | 自己点検評価・FD委員会 | <ul style="list-style-type: none"> オープン授業の期間を設定し、授業の相互見学を実施している（全教員が全教員の授業を参観可能）。時間帯等により参観が偏ることもありうるため、割当表による割当も行っており、参 | 23名 |

| | | | |
|---|--------------|--|------------------|
| | | <p>観した者については、報告書の提出を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割当科目：憲法基礎、行政法基礎、民法基礎Ⅰ、刑法基礎、憲法、民法Ⅰ、商法Ⅰ、民事訴訟法Ⅰ、刑法、公法（総合）、民事法（総合）、刑事法（総合）、民事訴訟理論と実務、法曹倫理、訴訟実務基礎（刑事）、法律文書作成の基礎、ビジネス法基礎、模擬裁判（民事）、西洋法制史、スポーツ・エンタテイメント法、国際取引法の現代的課題、環境法基礎、環境法政策 | |
| FDミーティング(2020春、2020/7/1) | 自己点検評価・FD委員会 | <p>・まず、「授業アンケート・オープン授業結果」というテーマで、授業アンケートの結果を踏まえて、主にオンライン授業に関する学生の意見・要望等の概要につき、FD委員会から報告があった。その後、オンデマンド授業を望む学生が多いがどう考えるべきかを中心に議論がされ、「オンデマンド向きの科目、リアルタイム向きの科目があるのではないか（知識詰込みか思考能力要請か）」、「学生の望む授業形態と、学習効果の上がる授業形態とは必ずしも同じではないのではないか」等の意見があった。</p> <p>・<u>後半では、院長より、教務委員会での議論を踏まえて、「法曹コース導入に対応した新カリキュラムの編成」について報告がされた。</u>その後、特進生に「法学実務演習」の参加を強制するか否か、司法試験の在学時受験を自由に委ねるか否か等、教務委員会内部で詰め切れていないいくつかの論点について、討議がされた。</p> | 34名 (うち非常勤0名) |
| オープン授業(授業見学、2020年秋、2020/10/26～2020/11/11) | 自己点検評価・FD委員会 | <p>・オープン授業の期間を設定し、授業の相互見学を実施している（全教員が全教員の授業を参観可能）。時間帯等により参観が偏ることもありうるため、割当表による割当も行っており、参</p> | 10名 |

| | | | |
|------------------------------------|----------------|--|------------------|
| | | <p>観した者については、報告書の提出を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割当科目：訴訟実務基礎（民事）、模擬裁判（刑事）、英米法、法哲学、法と経済学、金融法、国際私法基礎、企業環境法、まちづくり法と実務、特殊講義 | |
| F D ミーティング (2020 秋、 2020/12/16) | 自己点検評価・F D 委員会 | <p>・教員から見たオンライン授業というテーマとした。1 教育効果の面から見たオンライン授業、2 (教育効果以外の面での) オンライン授業のメリット・デメリット、3 次年度以降対面授業となった場合にオンラインをどのように生かせるか、という観点から、それぞれについて、3名の教員から報告がされ、それを基に質疑応答がされた。</p> <p>1について、[(学生からはオンデマンド授業を求める声が多いが) オンデマンド授業だと、成績上位の学生も含めて基本的な概念な定義等の理解が定着していないが、これは、どこが分かっていないか学生が自分では気づかないからではいか。オンラインの場合もリアルタイムなら、対面授業と同等の効果があるので、リアルタイムのほうがよりのではないか] という旨の発言がなされた。</p> <p>2について、さまざまな観点からオンライン授業のメリット・デメリットが指摘された。オンライン授業に関わる大学当局への要望 (ないし苦言) についても、言及された。</p> <p>3について、オンライン授業の難しさ (対面と異なり一つの場を共有していないこと、反応やフィードバックに時差があること等) が指摘され、テクニカルな面 (ホワイトボードの使用等) と内容的な面 (反転授業の可能性等) から、工夫の例が示さ</p> | 31名 (うち非常勤0名) |

別紙様式2-5-3

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻

| | | | |
|------------------------------------|--------------|---|------------------|
| オープン授業(授業見学、2021年春、2021/5/31～6/21) | 自己点検評価・FD委員会 | <p>れた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープン授業の期間を設定し、授業の相互見学を実施している(全教員が全教員の授業を参観可能)。時間帯等により参観が偏ることもありうるため、割当表による割当も行っており、参観した者については、報告書の提出を求めている。 ・割当科目:比較法、社会法基礎、経済法II、国際法基礎、自然保護法 | 5名 |
| FDミーティング(2021春、2021/7/14) | 自己点検評価・FD委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・教員集会、アンケート結果の報告・分析、成績評価上の注意、成績分布の確認等がなされた。 ・まず、「授業アンケート・オープン授業結果」というテーマで、FD委員会において授業アンケートの結果を確認し、オンライン授業に関する学生の意見・要望等を含め、授業の進め方につき意見交換をした。「留学生の学習状況がよくないので対応が必要ではないか」など意見が出された。 ・<u>後半では教務委員長から、教務委員会での議論を踏まえて、「法曹コース導入に対応した新カリキュラムの編成」について現在の具体的検討状況につき報告がされた。</u>院長、学部の法曹コース運営委員長からも補足の説明があり、認証評価との関係などにつき質疑応答された。 | 36名 (うち非常勤5名) |
| オープン授業(2021年秋、2021/10/2～11/13) | 自己点検評価・FD委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・オープン授業の期間を設定し、授業の相互見学を実施している(全教員が全教員の授業を参観可能)。時間帯等により参観が偏ることもありうるため、割当表による割当も行っており、参観した者については、報告書の提出を求めている。 ・割当科目:民法基礎II、民事訴訟法基礎、行政法、民法II、商 | 14名 |

| | | | |
|--------------------------------|--------------|---|------------------|
| | | 法Ⅱ、刑法基本演習、刑事訴訟法基本演習、公共法務演習、模擬裁判（刑事）、英米法、民事執行・保全法、国際家族法、企業環境法、廃棄物・リサイクル法 | |
| FDミーティング(2021/12/15) | 自己点検評価・FD委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 授業アンケートについて、FD委員会において授業アンケートの結果を確認し、オンライン授業に関する学生の意見・要望等を含め、授業の進め方につき意見交換をした。 意見交換では、1年生に否定的意見が多いことの指摘、(春学期の)不合格者の多さとアンケート評価の関係の指摘、1年生段階での学生間の意欲の格差の指摘（掲載資料のダウンロードするしていない履修者あり）があった。 事例問題等の要望がアンケートや履修者からの要望でみられる点について、1つの授業で理解度の違う学生が混在しているため、調整が困難なことの指摘があった。 <u>在学中受験の予定者とそうでない者、法曹コース出身者とそうでない者など、バックグラウンドや履修計画の違う者が混在する可能性があるため、その区別を意識した授業運営を要すること、法曹コース出身者への手当が重要であり、事例問題等の検討も重要性を増すこと、等の指摘があった。</u> また、2020秋、2021春の成績評価資料を共有、成績評価の基準等の確認と認証評価との関係での厳格・適正な評価についての注意喚起があった。 | 34名 (うち非常勤4名) |
| オープン授業(2022年春、2022/5/30/～6/20) | 自己点検評価・FD委員会 | <ul style="list-style-type: none"> オープン授業の期間を設定し、授業の相互見学を実施している（全教員が全教員の授業を参観可能）。時間帯等により参観が偏ることもありうるため、割当表による割当も行っており、参 | 16人 |

| | | | |
|---------------------|--------------|---|------------------|
| | | <p>観した者については、報告書の提出を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割付科目：行政法基礎、民法基礎Ⅰ、民法基礎Ⅳ、刑法基礎、民事訴訟法A、刑事訴訟法A、公法（総合）、民事法（総合）、刑事法（総合）、法曹倫理、訴訟実務基礎（刑事）、会社法と実務、法律文書作成の基礎、西洋法制史、倒産処理法、環境法政策、環境訴訟 | |
| FDミーティング(2022/7/13) | 自己点検評価・FD委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・授業アンケートについて、FD委員会において授業アンケートの結果を確認し、オンライン授業に関する学生の意見・要望等を伝え、授業の進め方等につき意見交換をした。 ・<u>過去数年の司法試験合格率の低迷は授業に原因があるのではないか</u>という指摘があった。 ・<u>具体案として、過去問やオリジナル問題等でのケース分析等の必要性が指摘され、数科目について取り組み状況について情報共有がなされた。</u> ・<u>また非法曹コース生は法曹コース生を想定した授業についていきづらいこと、また留学生について、日本語を母語とする学生に比べハンディがあること</u>の指摘があった。他方で、<u>主体的な努力が重要であるとの指摘もなされた。</u> ・<u>前後者を通じて、授業の音声記録などがあれば提供していた</u>ことが考えられるとの指摘、さらに後者について、<u>外国語での日本の法学書の翻訳等の紹介も積極的に行うべきとの指摘</u>があった。 ・また2021春、2021秋の成績評価資料を共有、成績評価の基準等の確認と認証評価との関係での厳格・適正な評価についての | 30名 (うち非常勤0名) |

| | | | |
|--|--|------------|--|
| | | 注意喚起がなされた。 | |
|--|--|------------|--|

基準3－7 専任教員の授業負担等が適切であること

分析項目 3－7－2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること

【分析の手順】

- ・研究専念期間について定めた規則があるか確認する。また、過去5年間に研究専念期間を取得した教員の人数や期間等の実績を確認する。

過去5年間における教員の研究専念期間取得状況（別紙様式 3－7－2）

| 年度 | 研究専念期間を取得した教員数 | 実施状況(期間を含む) | 規則等 |
|--------|----------------|--|--------------------|
| 令和3年度 | 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度秋学期および2021年度春学期 1名、 ・2021年度春学期 1名 ・2021年度通年 1名 ・2021年度秋学期および2022年度春学期 1名 | 上智大学教員特別研修制度に関する規程 |
| 令和2年度 | 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度秋学期および2021年度春学期 1名 | 上智大学教員特別研修制度に関する規程 |
| 令和元年度 | 0 | | |
| 平成30年度 | 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度通年 | 上智大学教員特別研修制度に関する規程 |
| 平成29年度 | 0 | | |

基準4－2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目4－2－1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること

【分析の手順】

- ・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。その際、法科大学院を設置する大学の学部卒業（予定）者等が有利とならない措置がなされていることを確認する。
- ・入学者選抜の方法が学生受入方針に適合していることを確認する。
- ・「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に則して実施していることを確認する。
- ・法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由としていないことを確認する。
- ・入学者選抜の実施方法や実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者及び飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・社会人や法学以外を専門とする者など多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・身体に障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

入学者選抜の方法一覧（別紙様式4－2－1）

| 入学者選抜の種類 | 選抜方法 | 入学者選抜要項等の記載ページ |
|------------------|---|--------------------------------------|
| 一般選抜入試 | 法学未修者：小論文試験、面接試験 法学既修者：論文式試験（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）、面接試験 | 2022年度上智大学法科大学院入試要項 12～13 ページ |
| 学部3年次生特別選抜入試 | 論文式試験（憲法・民法・刑法）、面接試験 (既修者認定試験：商法・民事訴訟法・刑事訴訟法) | 2022年度上智大学法科大学院入試要項 12～13 ページ、20 ページ |
| 法曹コース（開放型）特別選抜入試 | 論文式試験（憲法・民法・刑法）、面接試験 | 2022年度上智大学法科大学院入試要項 12～13 ページ |

別紙様式4－2－1

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻

| | | |
|-------------------|--------------------------|--|
| | (既修者認定試験：商法・民事訴訟法・刑事訴訟法) | 一ジ、20 ページ |
| 法曹コース 5年一貫型特別選抜入試 | 面接試験 | 2022 年度上智大学法科大学院法曹コース 5 年一貫型特別選抜入試要項 6 ページ |

基準4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目4-3-1 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと

【分析の手順】

- 過去5年間の収容定員（入学定員の3倍の数をいう。）に対する在籍者数（原級留置者及び休学者を含む）の割合を確認する。
- 上記の割合が継続的に100%を上回っている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

分析項目4-3-2 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること

【分析の手順】

- 過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合が50%を下回っていないことを確認する。
- 過去5年間の入学者数が10人を下回っていないことを確認する。
- 過去5年間の競争倍率が2倍を下回っていないことを確認する。
- 上記の割合、入数又は倍率が下回っている場合は、入学者受入方針に従って適切な選抜が実施されていることを確認し、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

学生数の状況(別紙様式4-3-1)

入学者選抜の状況

| 年度 | 種別 | 入学定員 【a】 (人) | 受験者数 【b】 (人) | 合格者数 【c】 (人) | 競争倍率 法学生未修者、法 学既修者別 合計【d】 (人) | 入学者数 法学生未修者、法 学既修者別 合計【d】 (人) | 入学定員充足率 【e/a】(%) (人) | 入学者数内訳 | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------------------|--------------------|--------------------|---|---|----------------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|---|----|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | I 自大学の法学関係の 学部出身者 | | II 他大学の法学関係以外の 学部出身者 | | III 他大学の法学関係の 学部出身者 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 実務の経験を 有する者 (人) | 実務の経験を 有しない者 (人) | 実務の経験を 有する者 (人) | 実務の経験を 有しない者 (人) | 実務の経験を 有する者 (人) | 実務の経験を 有しない者 (人) | | | | | | | |
| 令和4年度 | 法学生未修者 | 40 | 100 | 90 | 28 | 3.21 | 3.36 | 13 | 25 | 62% | 4 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | |
| | 法学生既修者 | | 61 | 48 | 13 | 3.69 | | | | | 9 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 8 | 0 |
| 令和3年度 | 法学生未修者 | 40 | 58 | 51 | 27 | 1.88 | 2.36 | 13 | 17 | 42% | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 | 4 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| | 法学生既修者 | | 46 | 34 | 9 | 3.77 | | | | | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和2年度 | 法学生未修者 | 40 | 88 | 79 | 33 | 2.39 | 2.50 | 16 | 27 | 67% | 2 | 1 | 1 | 0 | 5 | 2 | 4 | 1 | 0 | 0 |
| | 法学生既修者 | | 62 | 49 | 18 | 2.72 | | | | | 1 | 0 | 0 | 1 | 4 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 令和元年度 | 法学生未修者 | 40 | 86 | 77 | 39 | 1.97 | 2.15 | 29 | 38 | 95% | 5 | 0 | 1 | 0 | 11 | 4 | 5 | 3 | 0 | 0 |
| | 法学生既修者 | | 59 | 46 | 18 | 2.55 | | | | | 2 | 0 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 平成30年度 | 法学生未修者 | 40 | 81 | 74 | 39 | 1.89 | 1.98 | 12 | 24 | 60% | 1 | 1 | 0 | 0 | 6 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| | 法学生既修者 | | 46 | 41 | 19 | 2.15 | | | | | 3 | 0 | 1 | 0 | 4 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |

実務の経験を有する者の定義

| |
|--|
| 出願時ににおいて過去2年以上にわたり定職に就いた経験がある者（継続して一つの職業である必要はない）。 |
|--|

他学部出身者の定義

| |
|---|
| 法学部以外の学部を卒業していること、あるいは法学部であっても「主たる履修科目が法律科目でなかった」場合。 ※法学部以外の名前であっても、「主たる履修科目が法律科目であった」場合は、法学部卒とする。 |
|---|

在籍者数等の状況

| 年度 | 種別 | 収容定員 【e】 (人) | 1年次 | | | 2年次 | | | 3年次 | | | 在籍者数 合計【f】 【f1+g1+h1+i1】 (人) | 在籍者数 内数(人) 【g1】 【g1+g2+g3】 (人) | 在籍者数 内数(人) 【h1】 【h1+h2+h3】 (人) | 在籍者数 内数(人) 【i1】 【i1+i2+i3】 (人) | 在籍定員に対する 在籍者数の割合 【j/e】(%) 【j1+j2+j3】 (人) | 退学者数 内数(人) 【k1】 【k1+k2+k3】 (人) | 修了者数 内数(人) 【l1】 【l1+l2+l3】 (人) |
|--------|--------|--------------------|---------------------|----------------|--------------|---------------------|----------------|--------------|---------------------|----------------|--------------|---------------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| | | | 在籍者数 【f1】 (人) | | 内数(人) | 在籍者数 【f2】 (人) | | 内数(人) | 在籍者数 【f3】 (人) | | 内数(人) | | | | | | | |
| | | | 长期履修生数 【g1】 | 原級留置者数 【h1】 | 休学者数 【i1】 | 长期履修生数 【g2】 | 原級留置者数 【h2】 | 休学者数 【i2】 | 长期履修生数 【g3】 | 原級留置者数 【h3】 | 休学者数 【i3】 | | | | | | | |
| 令和4年度 | 法学生未修者 | 120 | 22 | 0 | 9 | 0 | 14 | 0 | 11 | 1 | 8 | 0 | 5 | 1 | 61 | 27 | 2 | 51% |
| | 法学生既修者 | | | | | | 13 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 1 | 0 | | | | |
| 令和3年度 | 法学生未修者 | 120 | 21 | 0 | 8 | 2 | 14 | 0 | 6 | 0 | 13 | 0 | 2 | 0 | 63 | 18 | 2 | 53% |
| | 法学生既修者 | | | | | | 4 | 0 | 0 | 0 | 11 | 0 | 2 | 0 | | | | |
| 令和2年度 | 法学生未修者 | 120 | 30 | 0 | 14 | 3 | 16 | 0 | 2 | 0 | 7 | 0 | 1 | 0 | 79 | 26 | 3 | 66% |
| | 法学生既修者 | | | | | | 15 | 0 | 4 | 0 | 11 | 0 | 5 | 0 | | | | |
| 令和元年度 | 法学生未修者 | 120 | 38 | 0 | 9 | 3 | 8 | 0 | 2 | 0 | 9 | 0 | 1 | 0 | 78 | 19 | 4 | 65% |
| | 法学生既修者 | | | | | | 12 | 0 | 3 | 1 | 11 | 0 | 4 | 0 | | | | |
| 平成30年度 | 法学生未修者 | 140 | 18 | 0 | 6 | 4 | 10 | 0 | 1 | 0 | 12 | 0 | 3 | 0 | 61 | 17 | 4 | 44% |
| | 法学生既修者 | | | | | | 15 | 0 | 3 | 0 | 6 | 0 | 4 | 0 | | | | |

(注) 1. 学生数の状況については、評価実施年度の5月1日現在で記入してください。

2. 入学者選抜の状況の「入学者数内訳」の「自大学の法学関係の学部出身者」とは、当該法科大学院を設置している大学の主として法を履修する学科若しくは課程等に在学、又はこれらを卒業した者をいいます。

3. 入学者選抜の状況の「入学者数内訳」欄において、「自大学の法学関係の学部出身者」～「他大学の法学関係以外の学部出身者」欄に記載される人数は、法曹コース出身者の人数も含めた人数を記載してください。

4. 入学者選抜の状況の「競争倍率」、「入学定員充足率」は、小数点第3位以下を切り捨てた値が自動表示されます。

(例)「競争倍率」欄について、受験者数が180人、合格者数が87人の場合には、 $180 \div 87 = 2.068\cdots \approx 2.06$ で表示されます。)

5. 「実務の経験を有する者の定義」及び「他学部出身者の定義」については、当該法科大学院が定めるそれぞれの定義を記入してください。